

鳥取県中央児童相談所 所長 様

鳥取県中央児童相談所の第三者評価
報告書

(令和 7 年度 1 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で鳥取県中央児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	6
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	9
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	11
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	15
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	17
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	19
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	21
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	23
アンケート結果	
こどもアンケート結果.....	25
関係機関アンケート結果.....	47

総評

(2025年10月6日(月)~7日(火) 実地調査実施分)

総評

【本児童相談所の概況】

○ 鳥取県福祉相談センター（中央児童相談所）は、鳥取県東部に位置し、管轄人口 215,491 人、児童数 30,960 人（令和 6 年 10 月現在）を所管する、比較的小規模の児童相談所です。センター内に一時保護施設が併設されており、その定員は 8 名（こども家庭庁調べ）です。組織としては、総務課、児童相談課、判定課、一時保護課の 4 課で構成されており、正規職員の構成は、児童福祉司 9 名、児童心理司 5 名、一時保護課は 4 名。会計年度任用職員も合わせ、総勢 47 名の職員で構成されている児童相談所です。

【今回の評価の留意点①】

○ こども家庭庁のデータによると、鳥取県の一時保護施設における平均在所日数は、6.2 日となっており、全国平均の 34.2 日を大きく下回っている（令和 7 年度全国児童福祉主管課長・全国児童相談所長会議資料）ことは顕著であり、今回の評価においても、この点について、質的な側面からも言及することとなりました。

【今回の評価の留意点②】

○ 今回の訪問時には、評価の大事な場面である援助方針会議ではなく、定例の受理会議を傍聴しました。そこで見聞した事例検討を中心に評価を行うこととなり、この条件下での評価であることについてご留意ください。

【今回の評価の留意点③】

○ この第三者評価は、評価者との対話により、日常の業務を点検することが目的です（監査することが目的ではありません）。評価者からのコメントは、点検のための材料です。一つ一つの評価結果に一喜一憂することなく、日々の業務の見直しのために使って頂ければと思います。

【特に評価すべき点】

○ 組織がチームとして機能し、困難なケースに対して一丸となって対応している点について高く評価します。併せて、スーパーバイズの体制が充実している点についても高く評価します。

○ 虐待ケースの他児童相談所への移管については、全国児童相談所長会議の申し合わせ事項の基準を上回る丁寧な対応をされており、他の児童相談所も見習うべく高く評価しました。

【特に改善を要する点】

○ 職員個々人の奮闘が、一方で過重な労働に繋がっていないか、改めて職場内で点検していただきたいと思います。さらに働きやすい職場にしていくために必要なことについて、所内で話し合うことを提案します。

○ 今回最も厳しく評価したのが、市町村との協働、連携についてです。これは個人の対応能力を超えた構造的な課題であり、本庁が主導し、多面的な見直しを望みます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○ 若手職員の方が、職員同士の支え合いの中で、困難な児童相談所業務に楽しさを見出しておられる点が印象的でした。</p> <p>○ 職員一人一人が目の前の仕事に一生懸命対応していることは素晴らしいと思いますが、鳥取県特有のルール（職場文化）について相対化する機会があるとよいのではないかと考えました。研修を受講するだけでなく、同規模の他の自治体の児童相談所等を視察するなど、他自治体の組織体制、虐待対応・支援の進行管理、他機関連携の状況を見て振り返る機会等を持つことをお勧めします。</p>
児童相談所	<p>○ 視察当日の会議の場では、心理司の意見が資料にも発言にもあまり見られなかったことが印象に残りました。限られた場面であり、日常的には連携・協働がなされていることと思いますが、児童福祉司と児童心理司の協働の大切さについて改めて強調させてください。</p> <p>また、児童心理司からのヒアリングでは、多忙さ等によって必要な質と量の心理支援を実施できていない旨の声が聞かれました。業務にかけられる時間やエネルギーの制約は当然ありますが、児童心理司の知見やスキルのより効果的な活用について、一層の検討が必要であると感じます。</p>
設置自治体	<p>○ 特に、虐待通告を「養護・その他」で受理するという運用に疑問を抱きました。国の方針に則った方法ではありますが、調査がなされる前にここで一つ判断が入っているのではないかと推察します。この点は、これまでの御県の第三者評価でも指摘されていることと同じです。また、御県の児童虐待の認定基準が高いのではないかと推察します。視察当日に虐待認定シートも拝見しましたが、このシートに基づくと、多くのケースが非該当になるかと思えます。当該家庭に虐待というラベルを貼ることの是非の議論にもつながるかと思えますが、他の多くの自治体では、虐待通告は支援のはじまりという認識に基づいて、虐待認定のハードルを下げていることが多いかと思えます。他の自治体の運用</p>

	<p>を参考にするなどの情報収集を行うことはいかがでしょうか。また、「非該当」とした場合も引き続き丁寧な支援を行っていただきたいと思います。</p>
<p>国</p>	<p>○ 市町村との連携や協働については、大きな課題があると言わざるを得ません。本庁が主導して、児童相談所と市町村との連携・協働の枠組を検討するなどの、リーダーシップが必要です。現場の奮闘だけでは改善しない、構造的な課題として取り組むことが必要と思われます。</p> <p>○ 各児童相談所の困難事例の相談支援が妥当かを確認し、市町村や施設・里親と連携してより適切な支援を検討するため、第三者の専門家（福祉・心理・医学・法的対応等）を委員とする児童福祉審議会における諮問を積極的に活用する体制の構築が必要ではないでしょうか。</p>

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 一時保護施設での一時保護期間について、御県は全国的に最も短くなっています。必要以上に一時保護をしないということ意識している点、乳幼児については基本的には一時保護委託をしているという点について、高く評価します。
- 児童相談所併設の一時保護所があり、短時間であっても頻回に一時保護中の子ども面接ができており、適切な環境です。
- 一時保護施設からの通学支援を少しずつ進めている点についても、評価します。児童福祉司が早めに出勤し、登校支援を行うなど、きめ細かい支援は素晴らしいと思います。
- 児童相談所職員はそれぞれ子どもの養育環境を把握し、育ちを見通して、権利主体である子どもの意見を踏まえて援助している点も評価します。
- 一時保護施設に独立アドボケイトが導入されている点についても評価します。利用実績は少ないとのことですが、数の多寡で判断されることなく、一時保護中の子どもたちの権利保障の一つとして継続していただきたいと思います。
- 施設措置された子どもたちが本庁の部長や児童相談所長の前で意見を表明する機会を作っているとのこと。児童福祉施設と積極的に協働しながら、今後もこのような場が継続することを願います。
- 子どもと担当児童福祉司との面会については、一時保護中は特に頻回に、里親委託・施設措置後も定期的に重ねることで両者の関係性が密になり、フォーマルアドボカシーがよく機能しています（※他方で、子どもアンケートをみると、実際には施設の子どもたちはその実感がないようにも感じます）。子どもにとってより身近な存在の担当児童福祉司や一時保護所職員が、常に子どもの意向や気持ちを汲み取る環境がより望ましいと考えます。
- 入所している子どもたちに「権利擁護面接」を実施し、子どもの権利意識を高めようとする取組みは、とてもよいと思います。ぜひ、里親委託児童にも広げていただき、今後の継続・拡大に期待します。ただし、そのやり方には少し工夫が必要です。「あなたには～という権利があります」といった、権利ノートに書かれている記載内容の説明や施設生活での決まり事の説明に終始してしまうと、子どもたちの心には響きません。目の前の子どもたちは、その多くがすでに権利侵害がなされた

状態でここに辿りついています。過酷な環境を生き延びてきたことをまずは労い、いま尚あなたの権利が脅かされていることはないですか？という視点で子どもたちと向き合っていただくと、真の権利教育の実践になると考えます。

○ 様々な場面で子どもの意見や意向を尊重しようとされている姿勢が、御児童相談所の文化として根付いているように感じました。とても良いことだと思います。さらに、それをシステム化し全職員で共有できるよう、会議用の資料には、子どもの意見や意向を記載する欄を設け、これを所全体で確認するようにするとなお良いと考えます。

【改善を要する点】

○ 今回の視察のなかで運用を聞かせていただくと、おおよそ一時保護の期間は、どのケースでも10日前後とするという内部の暗黙の了解のようなものを感じました。個別ケースによっては更なる一時保護が必要な場合もあるものと思慮しますが、内部運用の方が先行して、一時保護を解除している事例があるのではないかという危惧を抱きました。一時保護が必要なケース、特に一定の行動観察・心理学的アセスメント・社会調査等のアセスメントが必要なケースについては、適切な期間一時保護を行っているかどうかについて、振り返りが望まれます。

○ 児童相談所の援助方針とその判断について、子どもに丁寧に説明し、話し合う工夫が求められます。前述にもあるとおり、子どもの意見について援助方針で明確にできるよう、資料様式に記載項目として示してはいかがでしょうか。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	B
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 児童福祉司、児童心理司、一時保護施設の職員はすべて専門職採用となっており、職員の専門性が安定している点を評価します。
- 指導教育担当児童福祉司 1 名が若手職員 2 名をスーパーバイズする体制は全国的にみても非常に手厚く、若手職員が安心して生き生きとソーシャルワークを行っている姿は印象的でした。OJT が丁寧に行われ、若手の着実な成長を促進しています。担当児童福祉司のみなさんのスーパーバイザーに対する信頼度も高く、前向きにケース対応に取り組まれている姿はとても素晴らしいです。スーパーバイザーだけでなく、所長以下管理する立場のみなさんも、職場の心理的安全性を意識しており、職場全体の安心感の醸成に努めておられる点について評価します。
- 児童福祉法で必置となる前から常勤保健師が配置され、警察官も県警から出向されています。児童福祉司をサポートする体制が整っている点については評価できます。
- 所内協議でホワイトボードを使ったり、地図サービスを活用して現地を可視化するような工夫はとてもよいと思います。これは継続すべき工夫です。

【改善を要する点】

- 全員参加の援助方針会議を止めて、担当者と幹部のみで、臨機応変に援助方針会議を行なっています。担当者が適宜会議を開くことができるという機動性の観点では評価できますが、参加者が限られるため多角的視点での検討ができないこと、他の職員が担当するケースについて知ることができないこと、特に若手職員にとっての OJT の機会が減ることなど、組織全体の意思決定が不在であることのデメリットについても想定しておく必要があります。
- 職員一人当たりの担当ケース数は多く、189 対応を自前で行い、児童福祉司が一時保護施設の宿直に入るなど、職員には過大な負担がかかっています。自己アンケートからは、職員自身もその点を課題と感じていることが窺えます。職員の熱意に頼っている現状ともいえますから、県は改善を図るための予算措置（職員のさらなる増員や 189 の外部委託等）を検討していただきたいと思います。
- 虐待対応件数の計上とも関連しますが、実質的に「虐待ケース」として対応しているけれど

も、「非該当」としているケースを虐待対応件数に入れることで、虐待相談対応件数に応じた児童福祉司の上乗せ基準に照らすと配置定数をあげることができるかもしれません。虐待対応件数のカウントの見直しを併せて、再検討を期待します。

○ 児童心理司については、対応できるケースが限られているようです。人員配置こそ法定基準を上回っているものの、実際には知的障害者の心理判定業務を判定課で担っていることや、知的障害児についても3名の児童心理司で250件以上の心理判定を実施していることなどの理由から、療育手帳の交付・更新にかかる心理判定業務のウェイトが大きくなっており、必要なケースに対して機動的に心理診断や継続的な心理支援を行うことが難しい状況が見受けられました。

○ 虐待をはじめとした障害相談以外のケースについても、必要時各種会議で心理学的見地から意見を述べることで、児童福祉司と児童心理司が協働または役割分担して子どもや家族の面接を行うこと、関係機関に対して心理診断の結果を情報提供したり、心理学的な見地から助言することなど、柔軟に対応することが求められます。また、そうした幅広い心理支援業務を行い経験を積むことで、より多角的な心理診断および実効性のある心理助言など、若手の児童心理司の成長にも寄与すると期待されます。児童心理司お一人おひとりはとても懸命に業務に従事されておりますので、その高い志と機動性が発揮できる人員配置や組織体制が望まれます。

○ 児童心理司が、市町村の子育て支援担当課の職員や小学校のPTAなどを対象としたペアレントトレーニングの研修会で講師を務めるなど、虐待の未然防止に貢献しているとのことでした。児童相談所として、広く地域の虐待防止活動に貢献できる点は素晴らしいと思います。加えて、児童養護施設等にも出向き、ソーシャルスキルトレーニングを実施しているとのことでした。こうした取り組みは、さまざまな事情等で時間外勤務が難しい職員が専門性を発揮し、やりがいや仕事へのモチベーションを維持することにもつながると思われ、職員の離職防止にも効果的な活動だと思います。

○ 受理会議や援助方針会議により組織的な判断や対応を行っていますが、その組織的判断の妥当性、援助方針をより子どものリスクやニーズに応じたものにするために、第三者の専門家メンバーによる児童福祉審議会を積極的に活用することが望まれます。

○ 通常の児童相談への対応に加え、夜間休日の通告対応、一時保護施設の当直対応、休日の日直対応にローテーションであたっていますが、時間外勤務が多い職員に負担が偏っている状況です。一時保護施設については、基本一時保護施設職員で運営できるよう整えていくことも検討されるとよいかと思われます。

○ 前項の当直負担に加え、深夜の189電話の対応は、係長以上が交代で持ち回っています。189対応部分については、外部委託を検討するなど、職員の負担を軽減する方策も検討していただき

いと思います。

○ 国においては平成 30 年度より児童福祉司等に対し月額 2 万円の手当を支給する方針が示されていますが、現在のところ、この手当は支給されていないとのことでした。支給されている自治体もありますので、24 時間対応の児童相談所職員の日々の労をねぎらう意味でも、支給について県として具体的に検討することを要望します。

○ 個人差はありますが、超過勤務が常態化している状況自体を当然視しない働きかけが必要です。ノー残業デーの励行など、工夫できることはあるかと思しますので、メリハリを付けた勤務体制への取り組みに期待します。

○ 職員への個別面接は、所長との年 1 回の面接だけとの職員の声がありました。その後に事実関係を確認したところ、基本は年に 3 回ということでしたが、所長と中間管理職との面接の機会があってもよいかと思います。スーパーバイザーとしての苦労を、所長がねぎらうなどの時間を作ることをお勧めします。

○ 公用車が現在 5 台（うち、1 台は運転手付の普通車、4 台は軽自動車）が利用できるとのことですが、もう数台あると使いやすいとの声がありました。通常に対応の他に緊急ケースが同時に発生すると不足する事態も想定されますので、余裕をもった配置についてご検討ください。

○ 若手職員が意欲的に働いている点について評価しましたが、若手職員にとっては、上司からは仕事を任されているという信頼を感じているものの、自分たちの判断が適切だったのか、よりよいアドバイスが欲しいという気持ちもあるようです。上席のみなさんには、若手職員に対する、さらなる成長に向けた教育的なスーパービジョンを期待します。

○ 引き継ぎのためのマニュアルが存在していないために後任者が仕事を把握しづらくなっており、課題ではないかと考えられます。異動もあるなかで、口伝で引き継ぐことの限界を感じている職員が複数いました。会計年度任用職員が一番業務に詳しくなっている状況を課題として認識し、特に事務的な点についてはそれが顕著と思われるので、組織的な取り組みに期待します。

○ 児童台帳の書式も、県内三つの児童相談所で別々になっているとのこと。この点について、児童相談所間の情報共有や、異動した際のとまどい軽減のためにも、県内で統一した書式が必要ではないかという声がありました。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 視察した日に一時保護が発生し、その展開を所内で観察する時間がありました。所内の指示の体制や現場からの迅速な情報共有などは適切に行われていました。
- 特に、現役警察官である職員が警察と連携を密にして適切に対応していました。
- 他自治体にケース移管する際、県外移管においては全件対面での引き継ぎを原則としており、全国児童相談所長会議が定めたルール以上の対応を行なっている点を高く評価します。

【改善を要する点】

- 受理会議で確認した情報に限ることとなりますが、相談や通告が入った後、子ども本人に会うことなく、例えば、特定の親族からの情報だけで「虐待非該当」と判断してしまうことに懸念を覚えました。また、通告者の「自分が通告したことを言わないでほしい、子どもや家族に接触しないでほしい」という意向に配慮し、子どもと家族に接触しない事例がありました。子どもの頭部や腹部など命にかかわる受傷についてはリスクが高いことから、本来であれば、まずは虐待を疑い、子どもを現認し、安全確認を行うことが初期対応の基本であるといえます。判断材料が不十分のまま、一時保護の要否を検討することになるとすれば、必要な一時保護を見落としてしまう危険を孕んでいます。

直接現認が必要な通告の内容を明確にし、対応する方針を組織として示していただきたいと思います。なお、虐待の重症度別の対応方針を市町村と共有している自治体もありますので参考にしてください。

- 特に学校からの「通告者を伏せてほしい、子どもや親へ接触しないでほしい」という意向については、学校への啓発も求められます。「とりあえず」伝えておきますという対応は、児童相談所にとってはありえないことを学校側にしっかり伝えておくことが大切です。
- 虐待通告を受理して対応した結果、明確に虐待行為を把握できなかったケースについて虐待認定「非該当」とする運用については、再考の余地があると考えます。関係機関が把握していない虐待や、1回限りの面接ではわからない不適切な養育環境もありえますので、虐待相談があった家庭として対応したケースは件数としてカウントし、新たな虐待通告を受理した際に把握した情報を積み重ねて行くことが望まれます。そうすることで、家庭外からは見えない家庭内の養育状況を、子どもや保護者に関わる中で、関係機関も一緒に見守り、心配な状況があれば情報共有するという子どもを守る取り組みにつながるのではないのでしょうか。現行の運用では、児童相談所が虐待認定「非該当」とした家庭は、関係機関が注意深く見守る対象外となってしまう。一度でも虐待が心配という情報があるにも関わらず、何もなかったケースとして認定することは子どもの安全につながらないと考えますの

で再考をお願いしたいと思います。

○ 虐待認定を行う際に使われるフローチャートが、一時保護時のリスクアセスメントをベースにしたものであり、そのスケールで虐待認定を行うと、一時保護を要するケース以外は、ほぼ「非該当」となってしまう書式です。令和6年度の事業概要を見ると、中央児童相談所の令和5年度の養護相談の受付件数は392件で、虐待認定された件数は28件となっています。児童福祉司が丁寧に時間と労力をかけ、社会調査やケースワークを行なったケースが、結果的に虐待相談として非該当となってしまうことは、仕事量の適切な評価という意味でも問題であると言わざるを得ません。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	B
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	B
No.18	アセスメントが適切に行われているか	B
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	B
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	S
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 措置児童について、通常の訪問面接とは別に「権利擁護」面接を行なっている点について評価します。フォーマルアドボカシーの機能を果たしています。
- 担当児童福祉司は措置児童に定期的に会うため施設を訪問し、子どもとの面接により子どもの状況や意向・意見を把握してソーシャルワークを進めており、丁寧に支援していることは評価できます。
- 管内にある社会福祉法人が多くの児童福祉施設を運営しており、そのリソースを使いながら、丁寧な支援が行われています。特に、その法人に児童精神科医がいるというのは極めて貴重なリソースです。二世帯にわたって親子とかがかわる事例もあり、長い時間軸で支援を提供している点は素晴らしいと考えます。
- 高校卒業後も、進学した場合には措置延長となるケースが増えてきており、適切に措置延長が判断されている点について評価します。

【改善を要する点】

- 良い点を反対の視点から指摘することになりますが、「力」のある施設であるが故に、ケースの主導権が、その施設にあるように思える事例がありました。ケースワークに関する大事なやりとりについて、児童福祉司が事後になって知ることがあるとのことでした。児童相談所の役割、施設の役割の境界線が不明確になっていることについて、組織として振り返りを行うことをお勧めします。
- 施設不調ケースにおいて、子どもの最善の利益よりも施設の利益が先行し、児童相談所は問題意識を抱えながらもそれに引っ張られ、措置変更を行った事案がありました。施設への配慮も必要ですが、やはり多職種によるアセスメントにより援助方針を決定するのは児童相談所であるということを、改めて認識していただきたいと思います。
- 施設の自立支援計画等の支援方針、特に措置変更の方針に対し、児童相談所としてのアセスメントに基づく援助方針を明確に伝えられるよう、児童相談所と施設の役割分担や支援方針について定期的に確認する機会を持っていただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	B
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 管内にある里親支援センターとの連携が進んでいる点について評価します。直近で養育里親宅での不調ケースが続いており、所内全体で慎重なムードが高まっているようですが、それに流されることなく、必要なケースについては家庭養育を検討することを期待します。
- 令和4年度より里親支援担当児童福祉司を配置し、里親支援センターと連携し、里親開拓や調査、受託里親家庭の支援を行っている点、里親支援センターが里親のレスパイトを保障するために日中委託児童を預かったり、里親家庭同士で委託する体制がある点について評価します。
- 幼児の一時保護については、所内の一時保護施設ではなく、施設や里親への委託を行なっている点について評価します。
- 里親支援センターで、特別養子縁組成立後のサロンを開催しているとのこと。特別養子縁組は成立後にさまざまなニーズが生まれることがあるということに鑑みると、これはとても素晴らしい実践であり、継続していくことを期待します。そして必要に応じて、児童相談所等による支援に繋がっていただきたいと思います。
- 未委託の養育里親に一時保護委託を依頼することで、養育の一時的な体験を提供しているとのこと。ぜひこの点についても積極的に継続していただきたいと思います。また、未委託里親のみならずの潜在能力を引き出すために、たとえば未委託里親同士による定期的なグループワークの開催や、レスパイトケアを定期的に担う仕組みづくりなど、さらなる働きかけを期待します。
- 鳥取市内の里親支援センター（いろは）に続き、米子市内にも里親支援センターが開設されました。鳥取県を挙げて里親支援に取り組んでいる姿勢が窺えます。里親を対象としたアンケート結果からは、里親自身も児童相談所の里親支援に一定の評価をしている様子が窺えます。

【改善を要する点】

- 現在児童福祉審議会への諮問は行われていないとのことですが、特別養子縁組の第一段階申立を検討した場合は、児童相談所運営指針に則り、児童福祉審議会に諮問し、第三者の専門家の客観的な意見を聞くことが必要であると思います。

○ 里親支援担当児童福祉司は1名配置されており、児童相談を行う児童福祉司とは業務内容が異なります。そのため、スーパーバイズを受ける機会も少ないとのことでした。主担・副担の複数体制にして異動時の業務引継ができるようにすることや、鳥取県の三児童相談所の里親支援担当児童福祉司の会議を定期的に持って県としての取り組みを明確にすること、全国研修に積極的に参加することなどの取り組みについてもご検討いただきたいと思います。

○ また、里親担当児童福祉司は地区担当のスーパーバイザーとして兼務しており、里親業務だけに集中できない状況にありました。所内で里親業務は比較的（虐待対応や非行対応と比べて）薄い対応になりがちです。家庭養育を進めていくためには、里親担当児童福祉司の役割が重要であるため、家庭養育推進の観点で、所内の体制についての再確認が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 一時保護施設で通所指導を行なっている点を評価します。通所時には職員が送迎を担うなど、丁寧な在宅指導が展開されています。
- 担当児童福祉司は、子どもの意向や意見、状態像のアセスメントを踏まえ、策定した援助方針について、丁寧に保護者に説明していることが認められました。
- 令和7年6月に開始した一時保護状の請求件数や、児童福祉法 28 条承認審判の申立件数は殆どなく、多くは保護者の同意が得られているということでした。丁寧な対応や説明を行うことで、保護者が児童相談所の方針を理解し、納得した結果であるとすれば、とても素晴らしいことと思います。

【改善を要する点】

- 施設入所措置が保護者の意に反する場合でも、児童相談所として、どうしても措置を採るべきケースはありえます。その場合、児童福祉法 28 条承認審判請求の申立てに進むことを躊躇すべきではありません。弁護士から助言を得られる体制も整えられていますので、弁護士を活用し、積極的な法的対応を行ってください。
- 子どもたちが児童福祉審議会で意見表明できる仕組みが未整備です。実際にはケース数が少ないとは思いますが、手続きの保障として必要な仕組みだと思しますので、本庁主導で構築していただきたいと思えます。
- 若手福祉司が比較的軽微な育成相談を担当されており、その終了の仕方について所内で協議する場に立ち会いました。最初の相談には丁寧に対応していますが、その1ヶ月後に様子伺いの電話をかけるだけで、助言終了となっていました。すべての事例で行う必要はありませんが、このようなケースを保健師や市町の担当者に繋ぐようなソーシャルワークの展開を経験させることも必要ではないでしょうか。実際のケースを通じて教育的なスーパービジョンを行うことを、スーパーバイザーは意識していただきたいと思えます。スーパーバイザーのコンディションやケースの状況を見分けながら、担当児童福祉司の経験値を積むことができるような機会をご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	B

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【はじめに】

○ 今回の評価で一番厳しく評価をしたのは、この部分です。関係性の課題であり、どちらか一方が一方的に悪いということではありませんが、市町と児童相談所の連携の在り方は極めて大事なテーマですので、強調して指摘することとしました。今回の評価結果を素材にして、市町との話し合いを進めていかれることを期待します。

【評価すべき点】

○ 児童福祉司個々人は、市町の担当者と丁寧に合意形成を諮ろうと努力している点について評価します。個々人の奮闘により、市町との繋がりを維持しています。担当レベルでの個々人の頑張りについて評価します。

○ 要保護児童対策地域協議会とは別に、中学校の生活指導部会との月 1 回程度の定例会に参加しており、学校との連携に注力している点は評価します。

【改善を要する点】

○ 市町アンケートでは児童相談所との連携について厳しい意見が出されており、一時保護や措置に関する意見交換が十分でない状況が認められました。要保護児童や要支援児童を継続して見守っている市町にとって、家庭の養育状況に変化が生じ、子どもの危機状況を把握した時が、児童相談所の専門的なアセスメントや支援が得られる一時保護を求める契機となります。ただし、連携課題を明確にして児童相談所と市町が解決に向けて取り組むには、本庁所管課が、相互の連携課題を集約して、共同で取り組む仕掛けが必要と考えます。なお、児童相談所においても、管内市町の課長会議や実務者会議等を毎年度実施する中で連携課題を把握し、解決に向けて対応する姿勢を示すことも重要な取り組みになります。

○ 市町からのアンケートにあった厳しい指摘が適切なのではないかとされる事例も見受けられ、市町の声を真摯に受け止めることも必要かと思われます。また、担当個々人の努力ではどうにもならない、県と市町の構造的な課題があり、市町と児童相談所との役割分担についてルール作りが必要な局面にあるように感じられました。児童相談所と市町との役割分担は、どこの自治体も同じ抱える構造的な課題です。他の自治体の取り組みなどをリサーチし、鳥取県らしいルール作りが行なわれることに期待します。

- 平成 28 年の児童福祉法改正で新設された市町村への送致（児童福祉法 26 条 1 項 3 号）を積極的に検討することをお勧めします。職員ヒアリングでは、「市町からは『児童相談所に押し付けられる』と言われてしまう」との声もありました。市町側も、自らが子どもの虐待対応を担う行政機関という意識が不足しているように思われ、市町側の意識改革も求められます。
- 県内に児童家庭支援センターが 3 箇所設置されていますが、母体が異なることから各センターの得意分野もそれぞれであり、統一的な機能が整備されていないとのことです。市町との連携がうまく進まないなか、児童家庭支援センターが活躍する余地は十分にあります。児童家庭支援センターを在宅支援の要として機能させるような仕組み作りが求められます。
- 学校との連携について評価しましたが、それを反対から言い直すと、本来であれば、市町が担うべき役割を、児童相談所が担っています。それが業務負担に繋がっているようにも見えますので、市町との役割分担を見直すなかで、学校との連携のあり方についても議論することをお勧めします。
- 市町や養育里親からは、親子再統合に向けた取り組みが不十分ではないかとの指摘がありました。また、家庭復帰時には、市町との連携はほとんどないという声を確認しました。家庭復帰に市町の協力は欠かせません。市町との関係不良が、親子再統合の促進を妨げるようなことにならないかを懸念します。家庭復帰時における市町との役割分担についても課題として取り上げていただきたいと思えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B

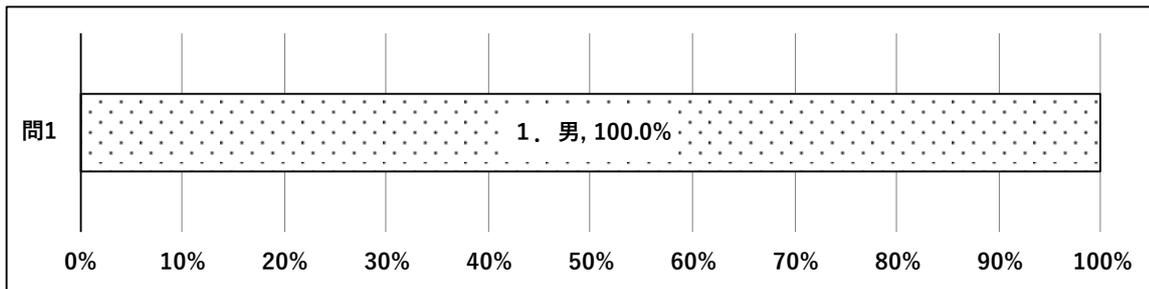
こどもアンケート結果

(2025年8月実施)

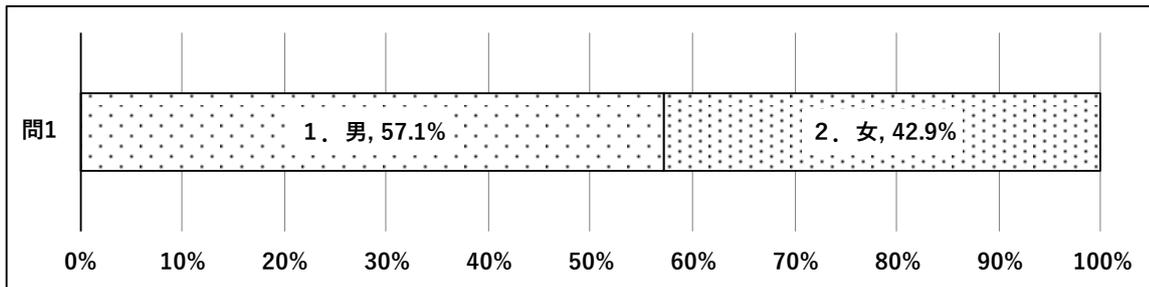
対象：在宅指導中・施設入所中/通所中・里親委託中の子ども

問1 性別は。

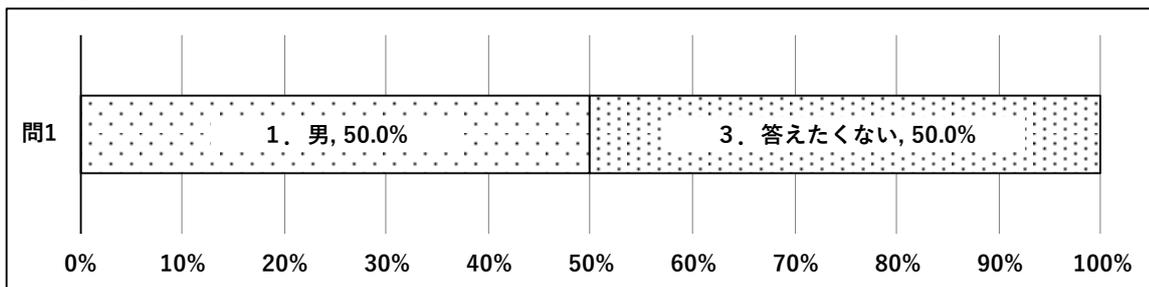
里親 N = 2



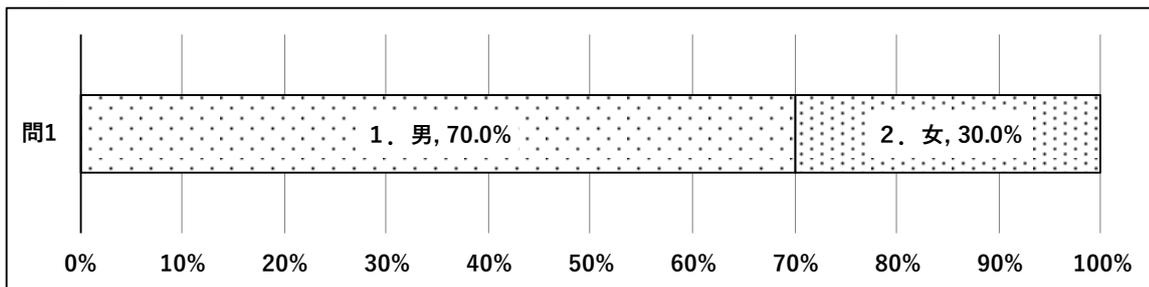
施設 N = 56



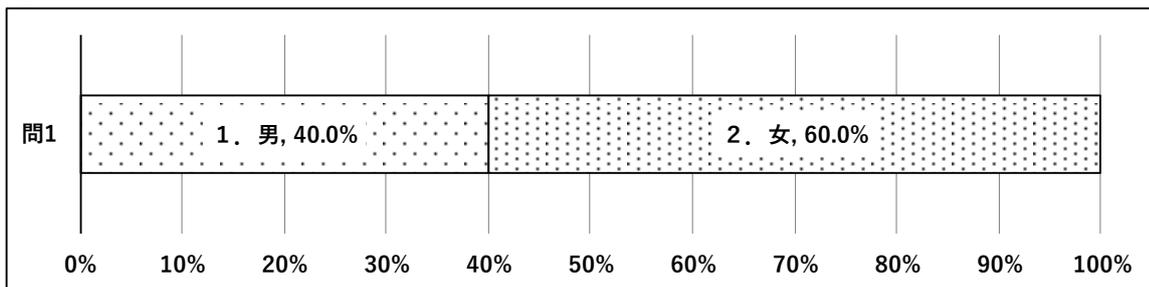
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

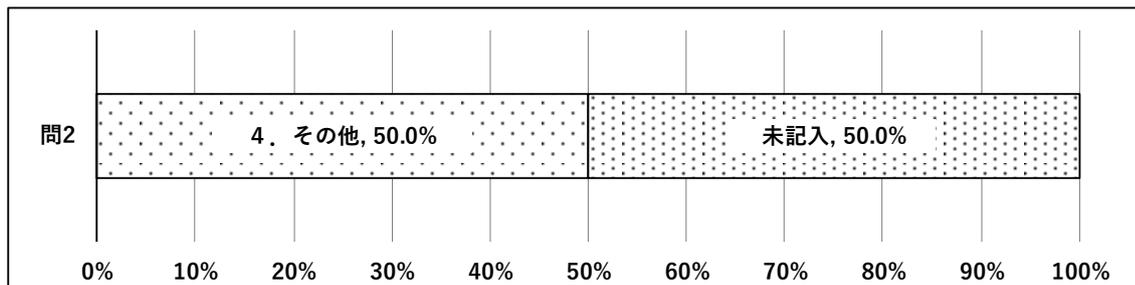


通所 N = 5



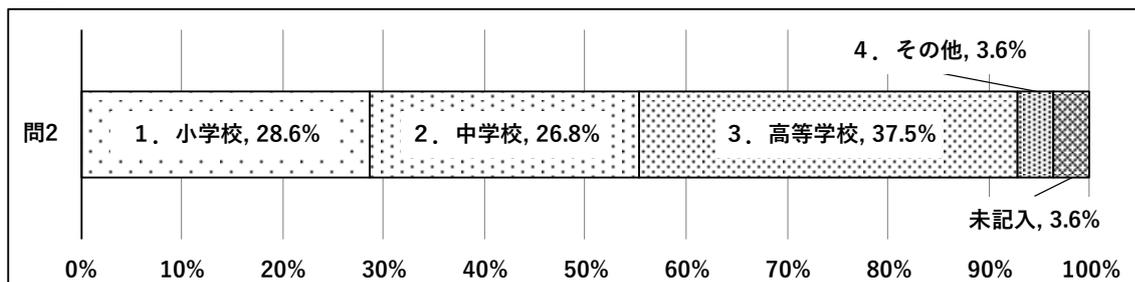
問2 あなたの学校は。

里親 N = 2



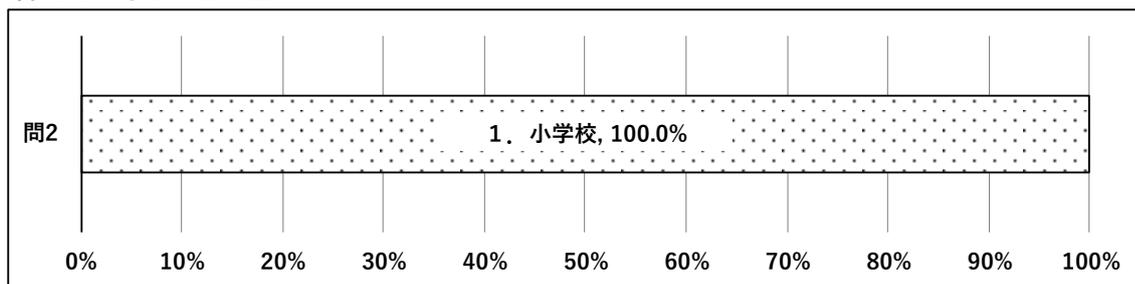
その他コメント：大学

施設 N = 56

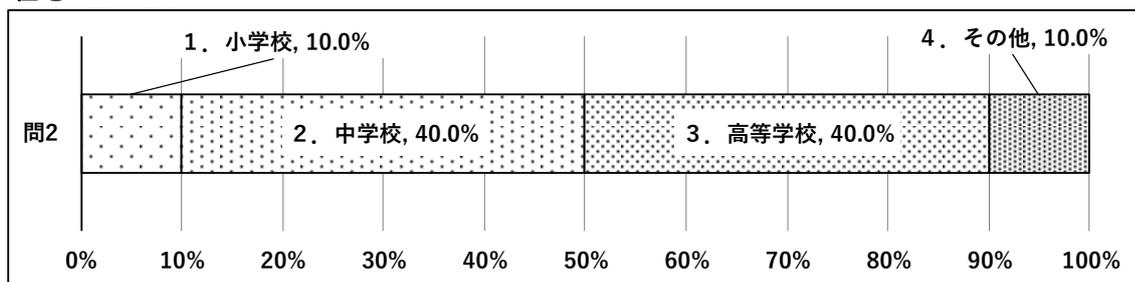


その他コメント：短期大学、社会人

答えたくない N = 2

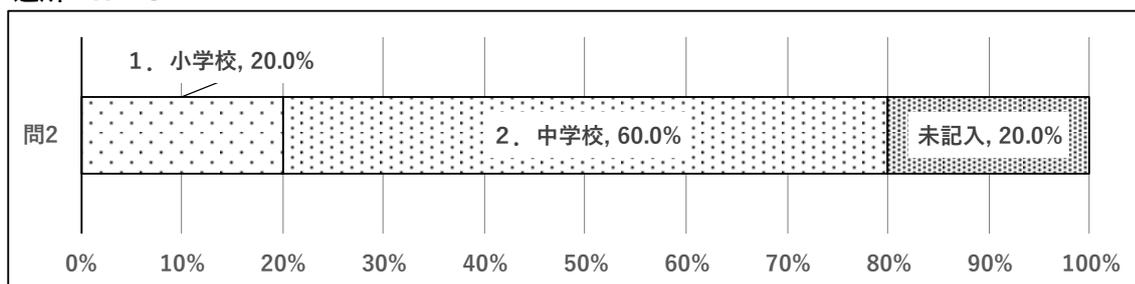


在宅 N = 10



その他コメント：行ってない

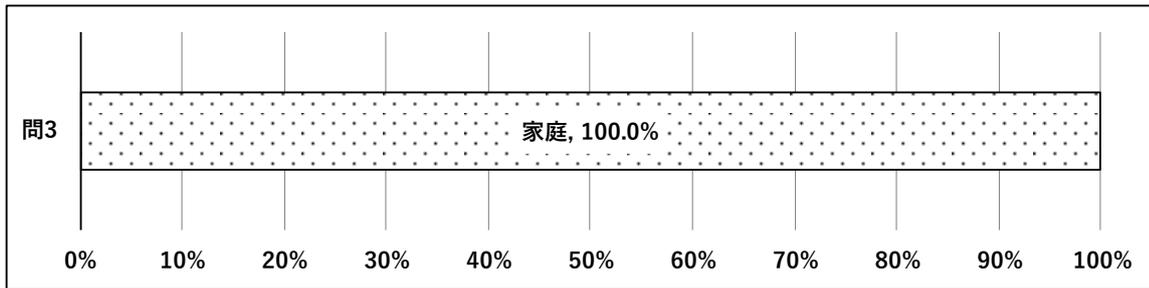
通所 N = 5



問3 あなたが今生活をしているのはどこですか

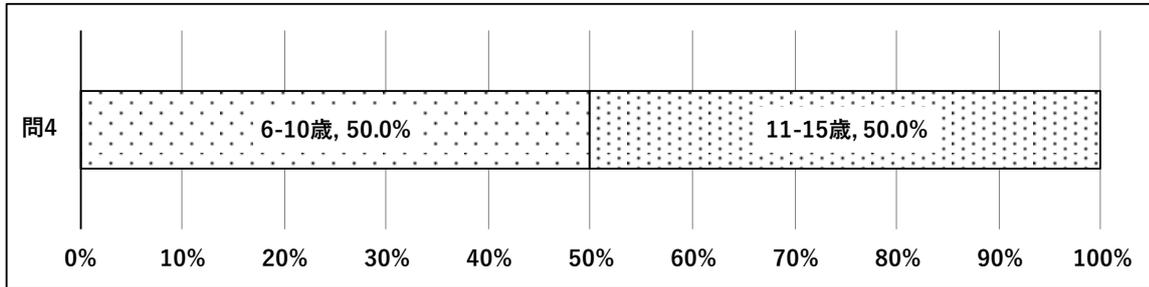
里親、施設、答えたくない、在宅 … グラフ分類のとおり

通所 N = 5

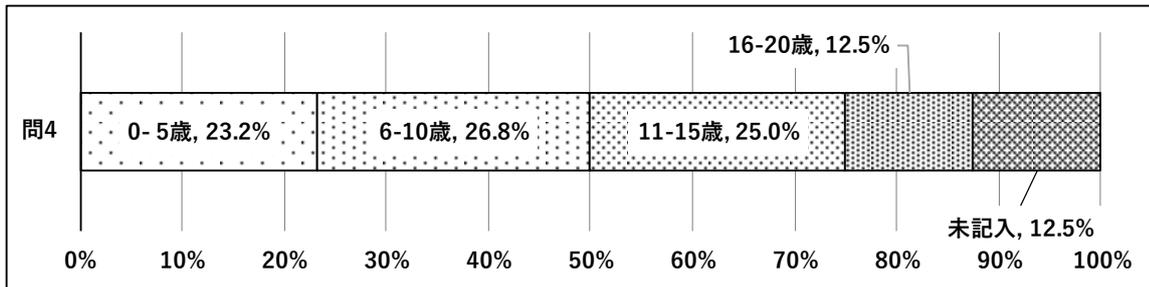


問4 ここ（施設や里親さんの家）に来た日は何歳の時ですか。（施設・里親こども）
 児童相談所の職員の人と初めてお話ししたのは何歳の時ですか。（在宅こども）
 ここ（施設）へ通うことになったのは何歳の時ですか。（通所こども）

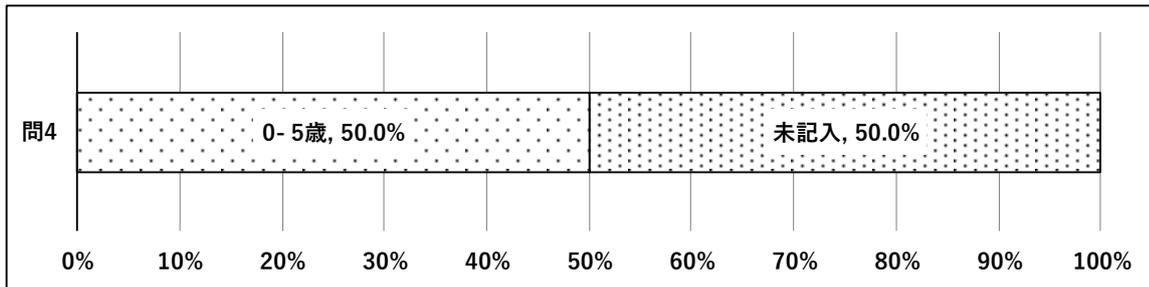
里親 N = 2



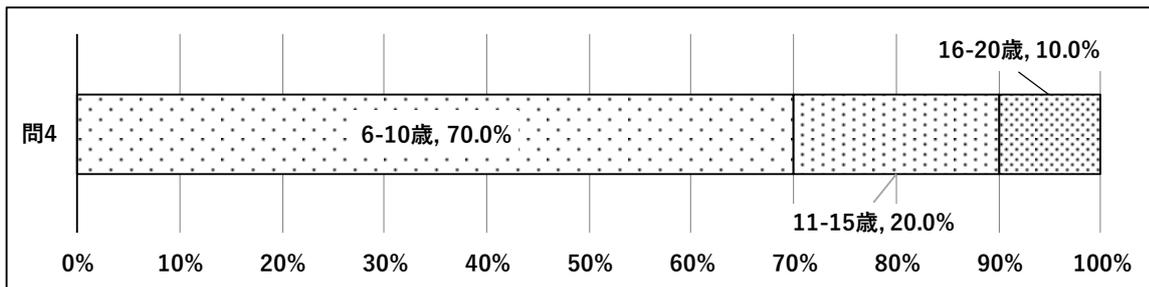
施設 N = 56



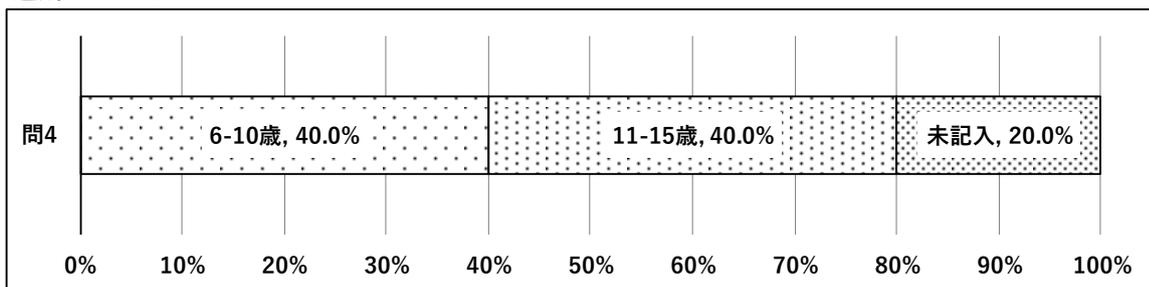
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

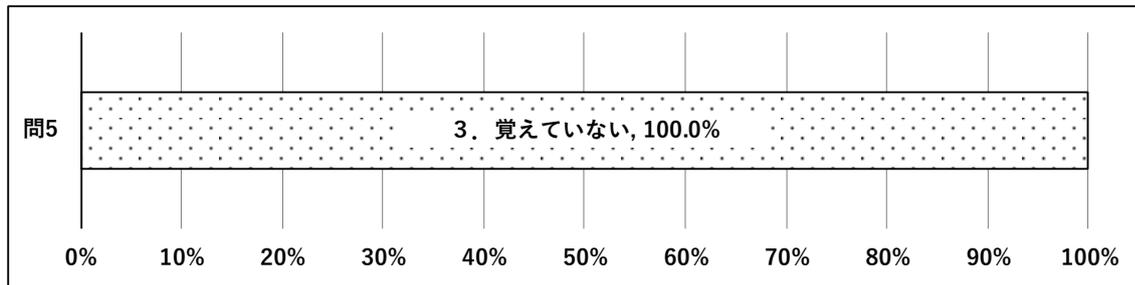


通所 N = 5

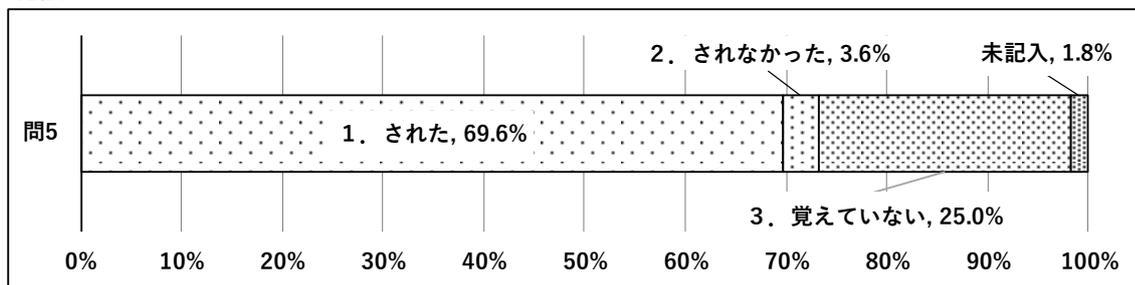


問5 あなたがここで生活することになった（施設・里親こども）／通うようになった（通所こども）
 児童相談所の人に相談することになった（在宅・通所こども）理由を児童相談所の人から
 説明されましたか。

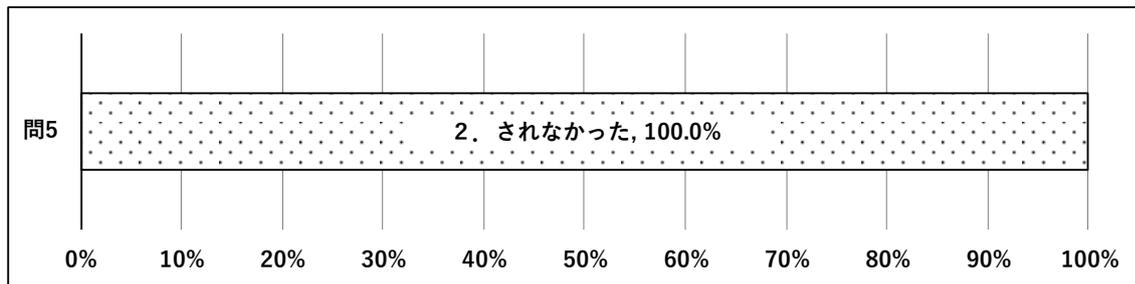
里親 N = 2



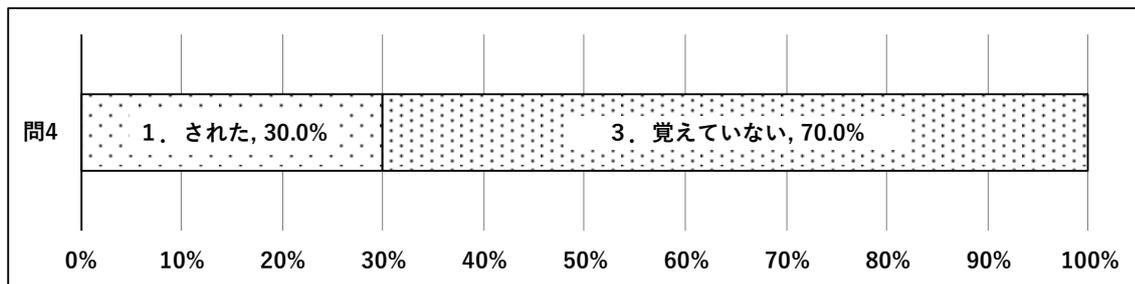
施設 N = 56



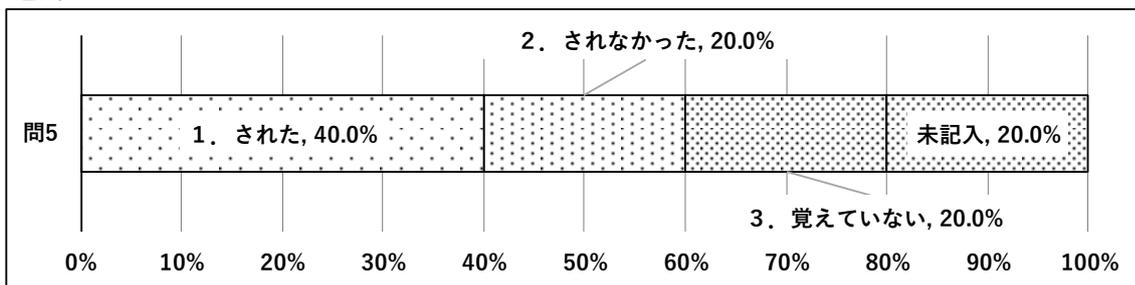
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

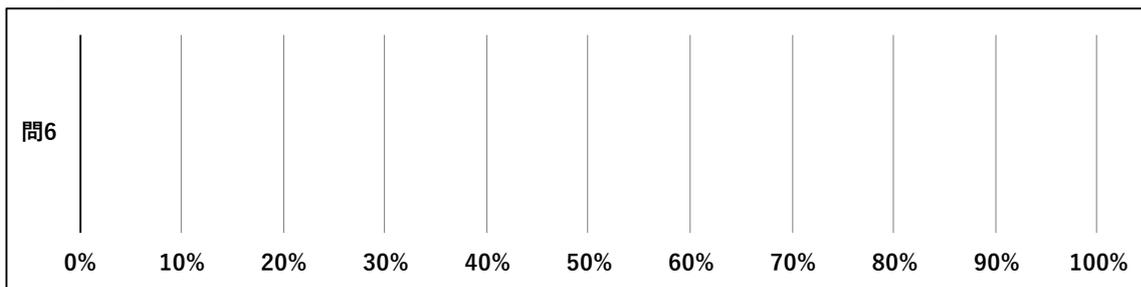


通所 N = 5

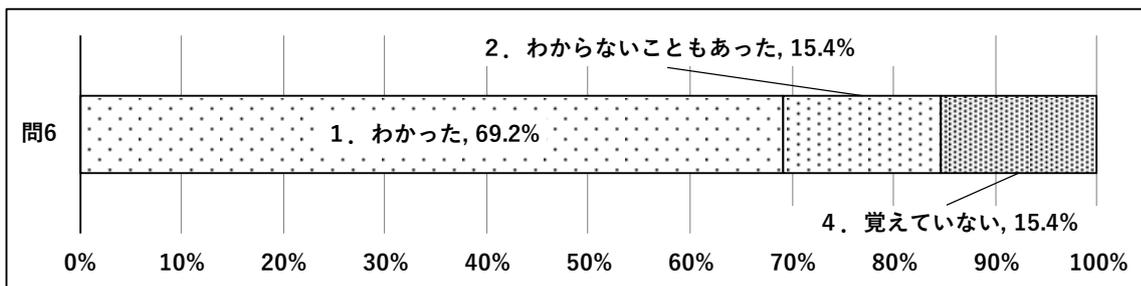


問6 (前問で「された」と答えた場合) 説明をされた内容はわかりましたか。

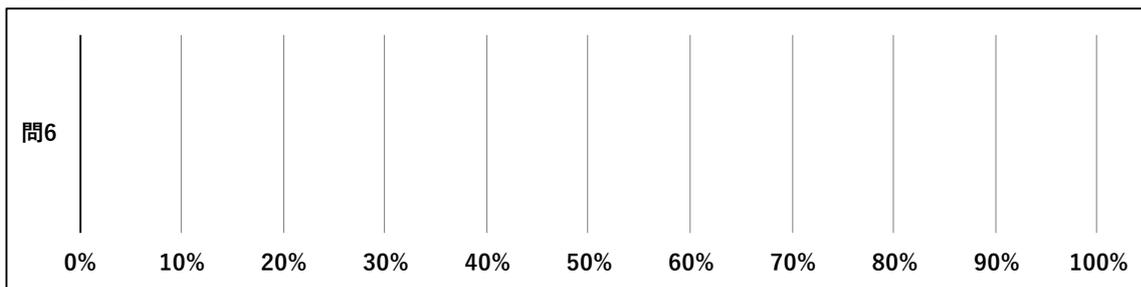
里親 N = 0



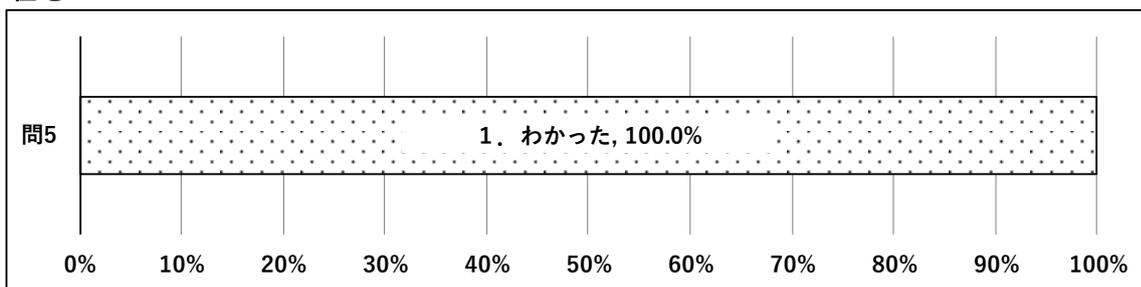
施設 N = 39



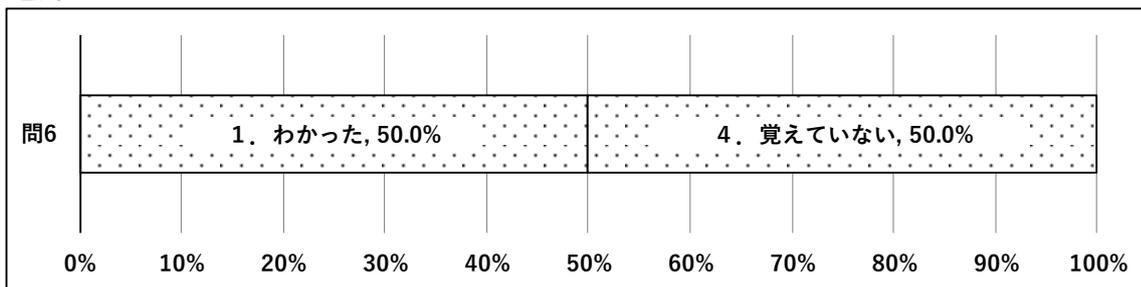
答えたくない N = 0



在宅 N = 3

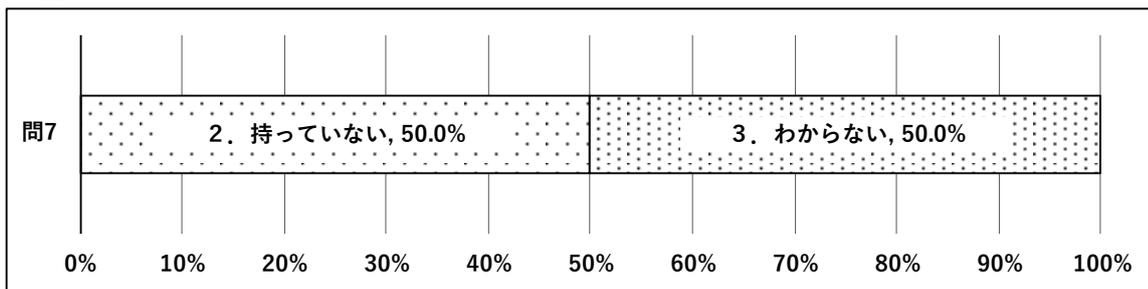


通所 N = 2

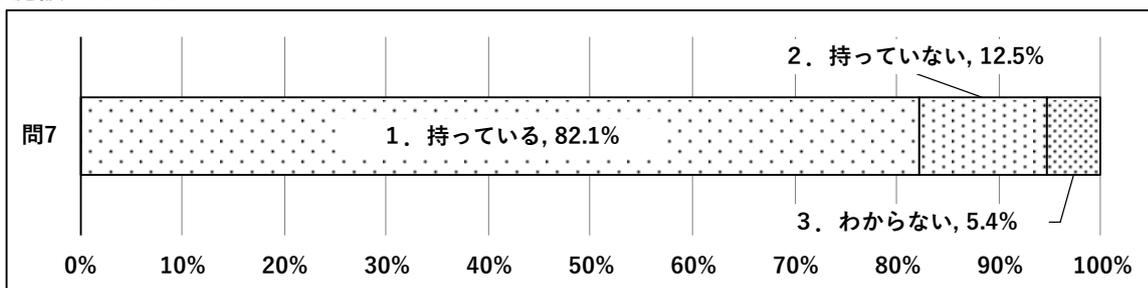


問7 あなたは、権利ノートを持っていますか。（在宅子ども以外）

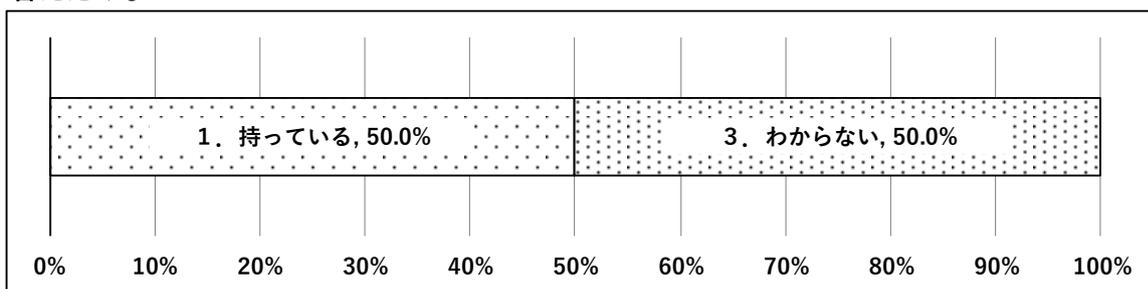
里親 N = 2



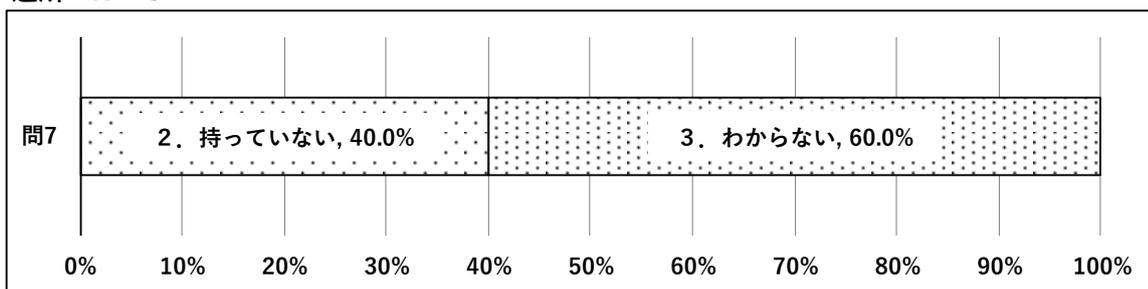
施設 N = 56



答えたくない N = 2

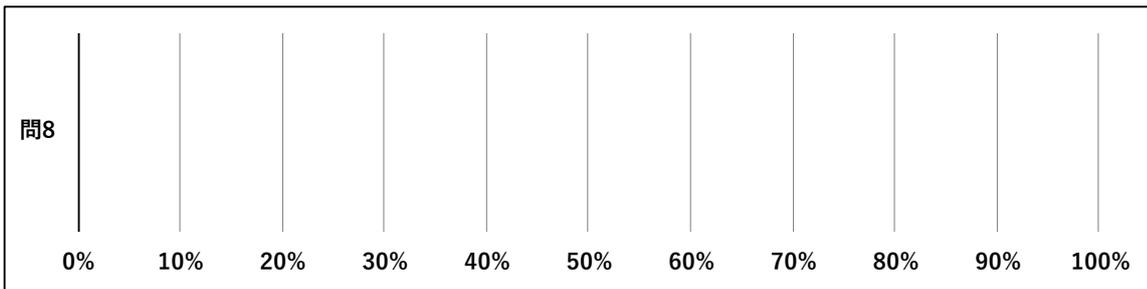


通所 N = 5

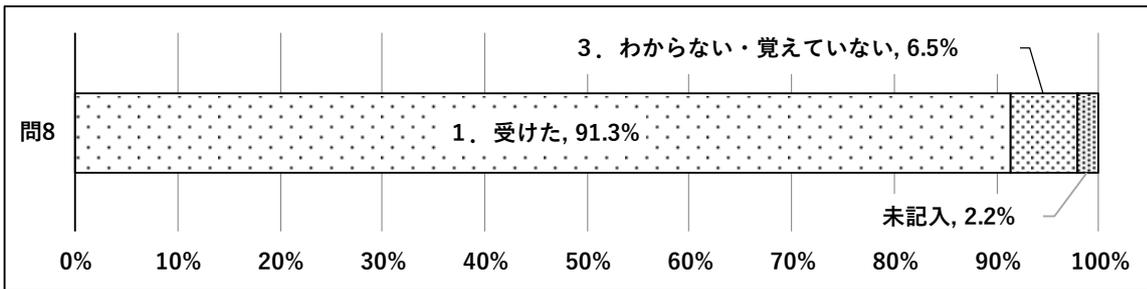


問8 (前問で「持っている」と答えた場合) 権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。

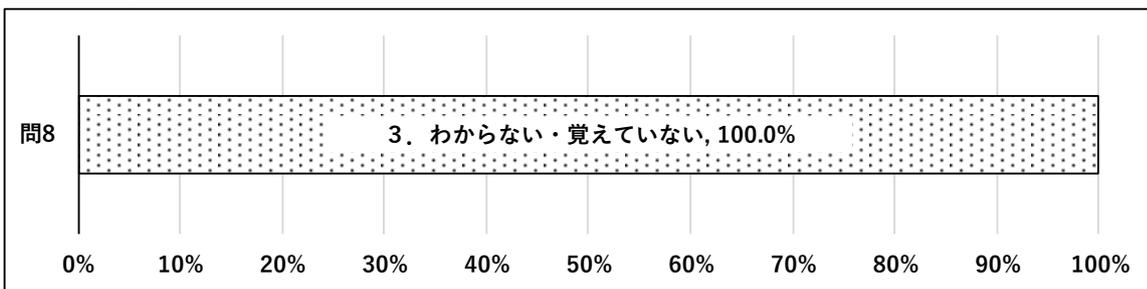
里親 N = 0



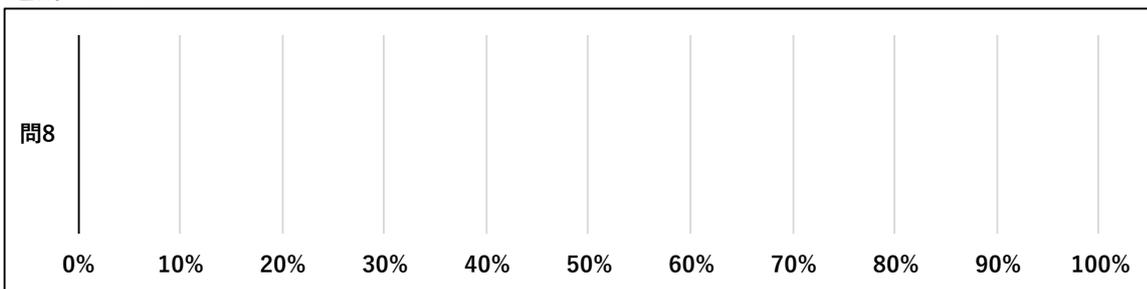
施設 N = 46



答えたくない N = 1



通所 N = 0

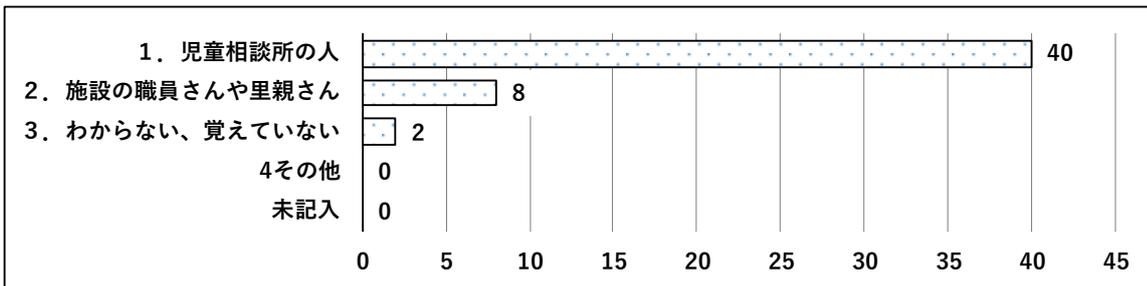


問9 (前問で「受けた」と答えた場合) 誰から権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。
(複数回答可)

里親 N = 0



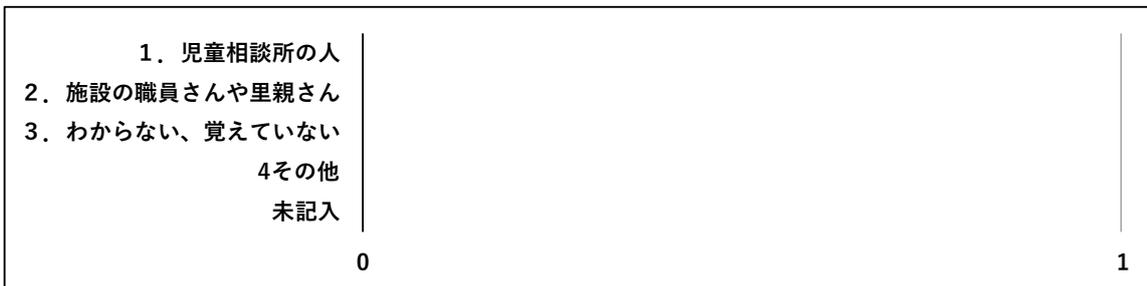
施設 N = 42



答えたくない N = 0

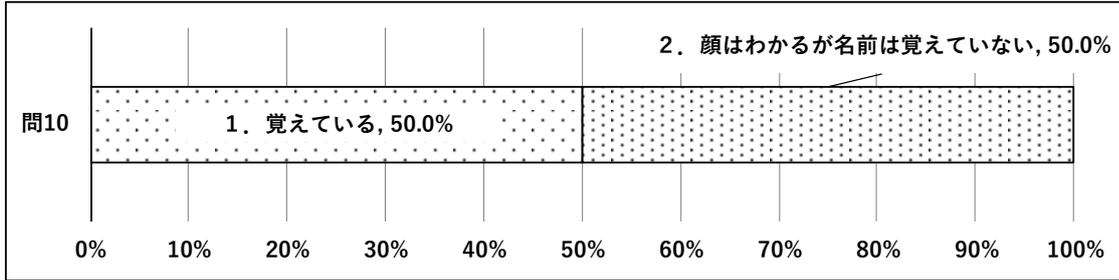


通所 N = 0

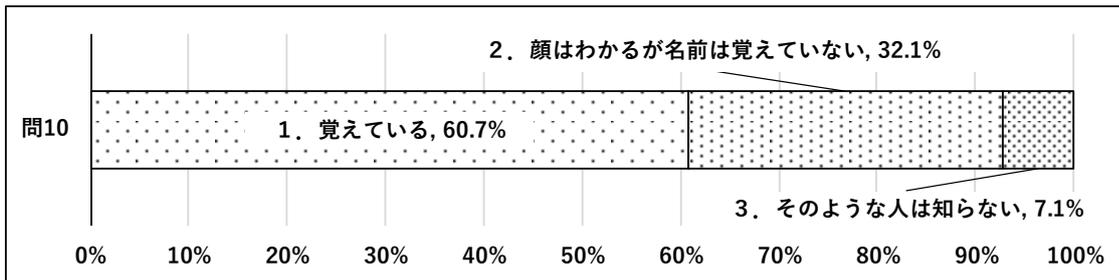


問10 あなたの今の担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんの名前を覚えていますか。

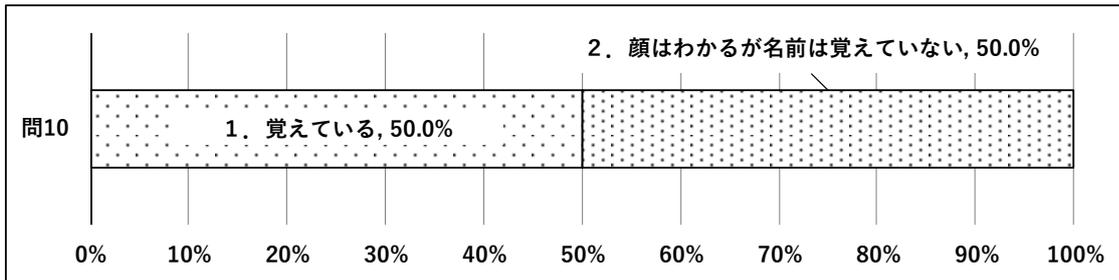
里親 N = 2



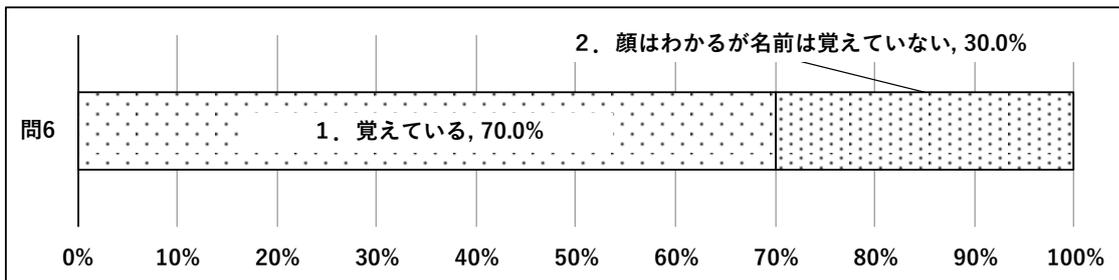
施設 N = 56



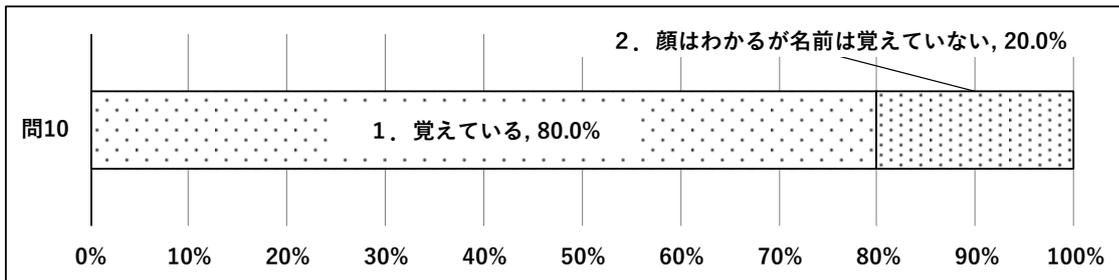
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

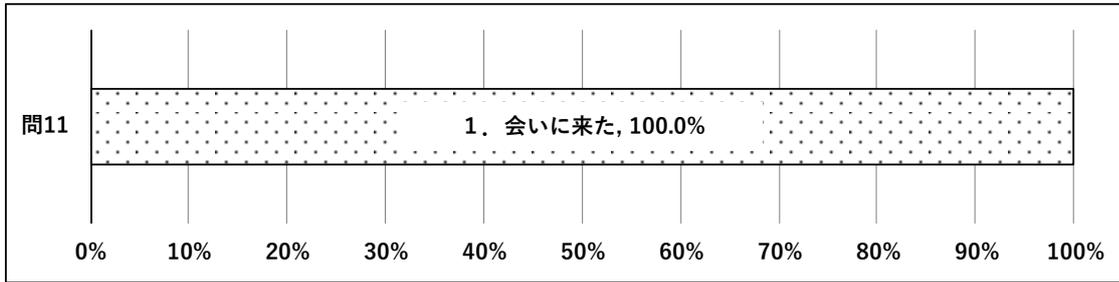


通所 N = 5

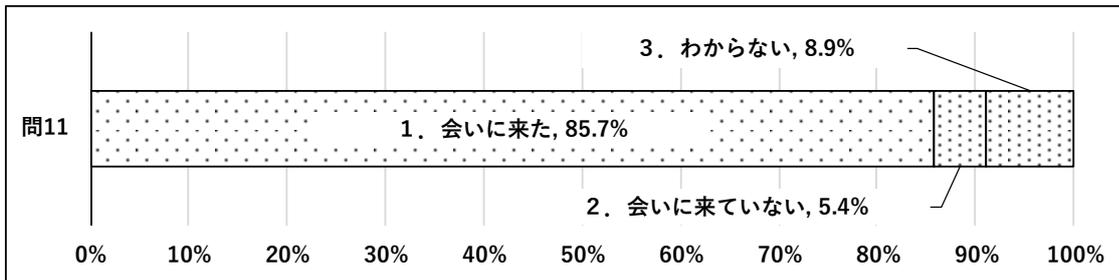


問11 あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんは半年以内にあなたに会いにきましたか。

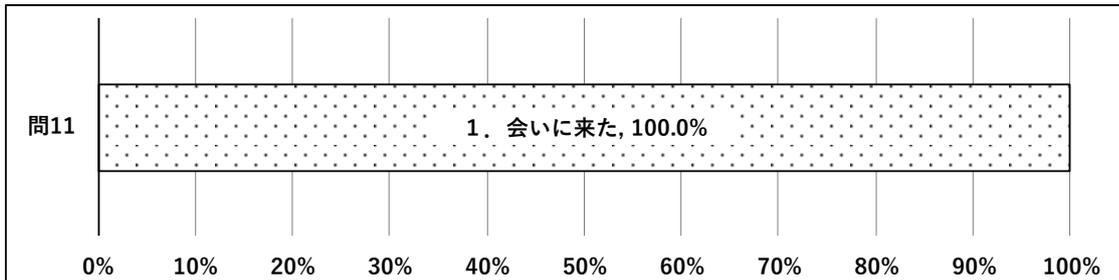
里親 N = 2



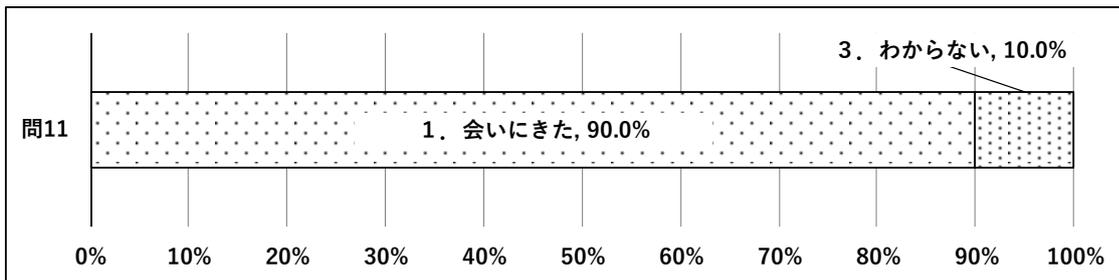
施設 N = 56



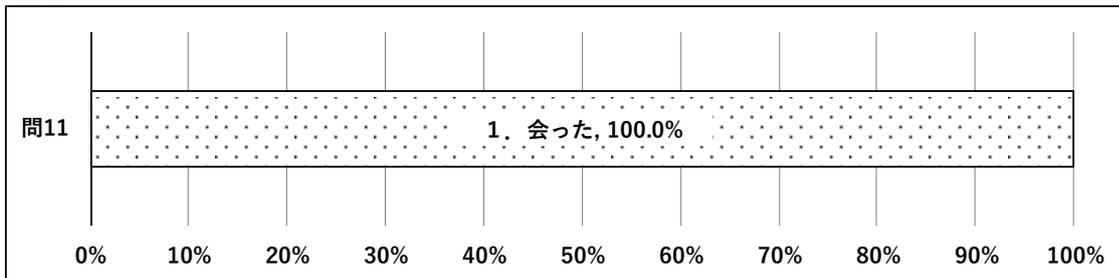
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

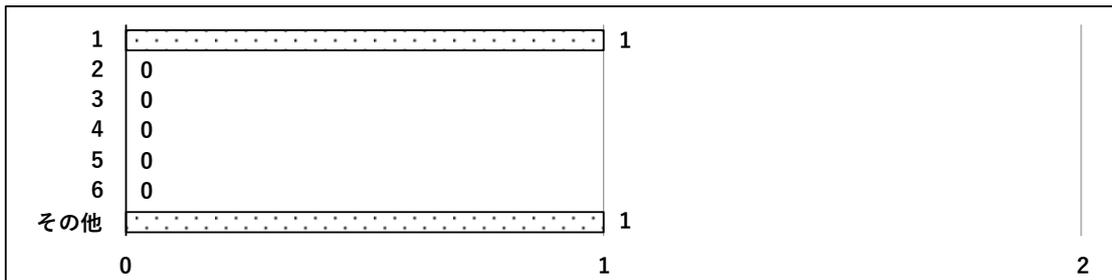


通所 N = 5



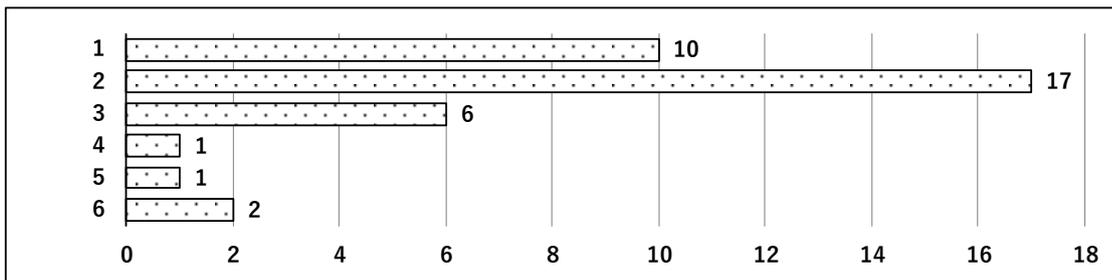
(「会いに来た」と答えた場合) 何回くらい会いにきましたか。

里親 N = 2



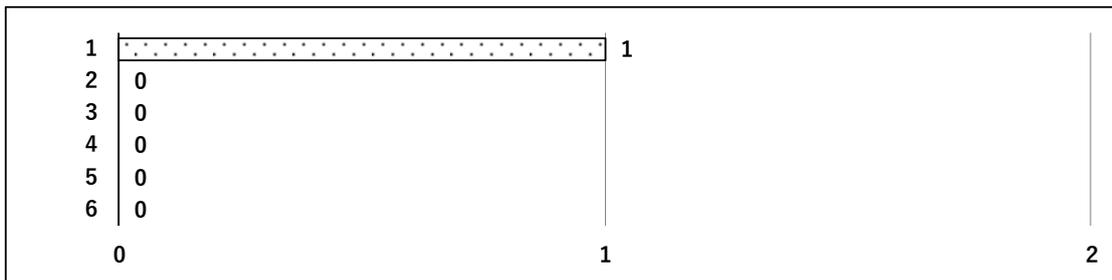
その他コメント：2~3回

施設 N = 48

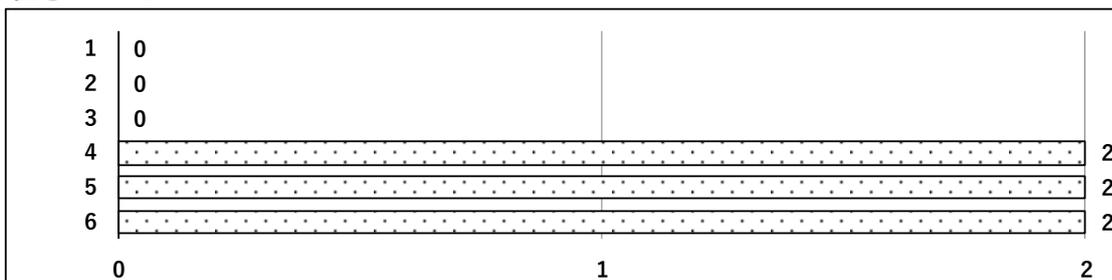


その他コメント：3~4(2)、7、8、12、15(2)、わからない、数回

答えたくない N = 2

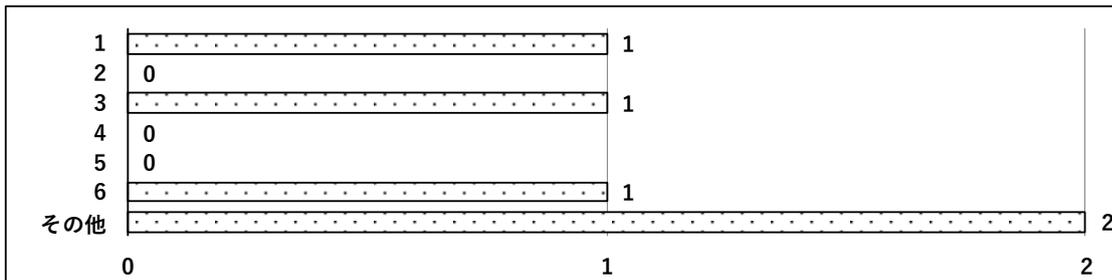


在宅 N = 9



その他コメント：2回?、7、10

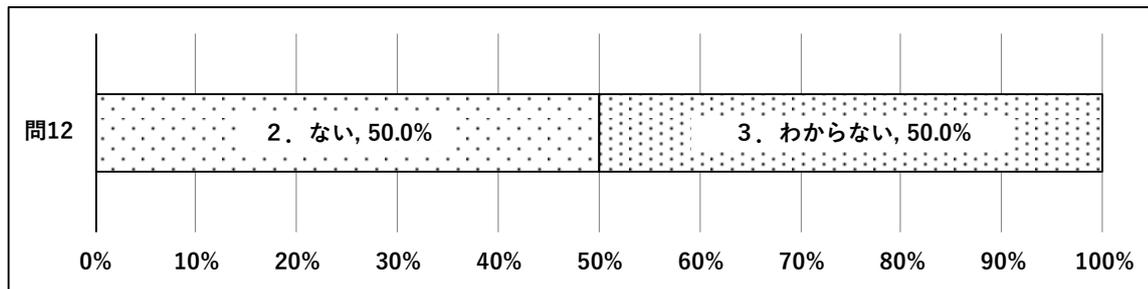
通所 N = 5



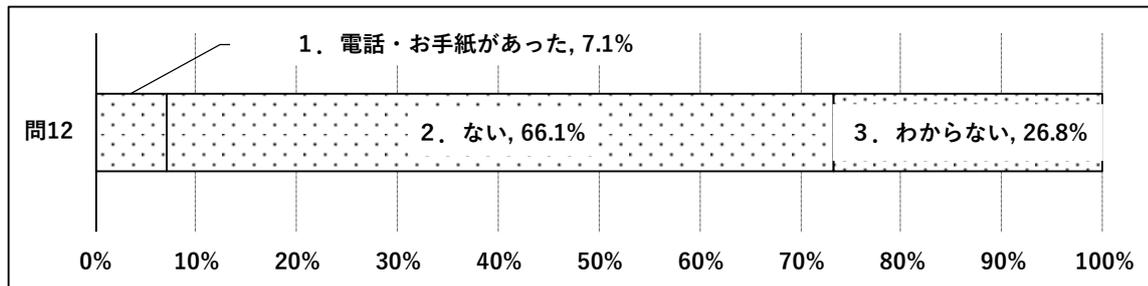
その他コメント：?、月1

問12 あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）から、半年以内に電話やお手紙がきましたか。（在宅こども以外）

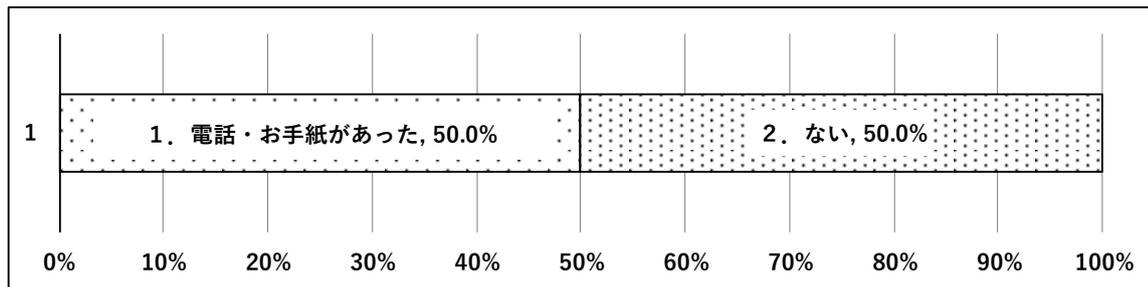
里親 N = 2



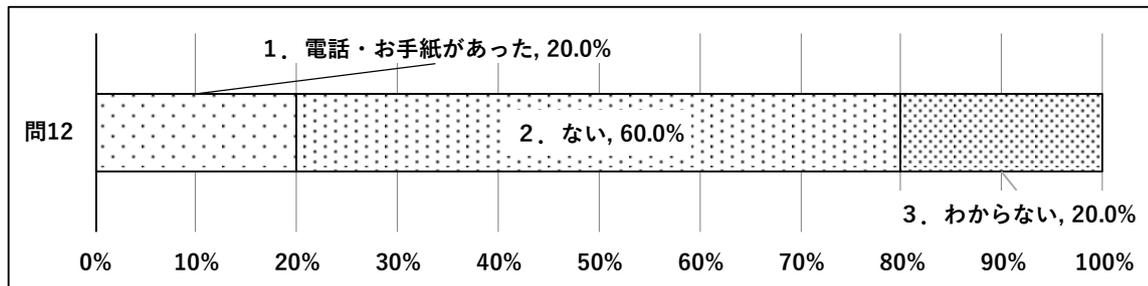
施設 N = 56



答えたくない N = 2

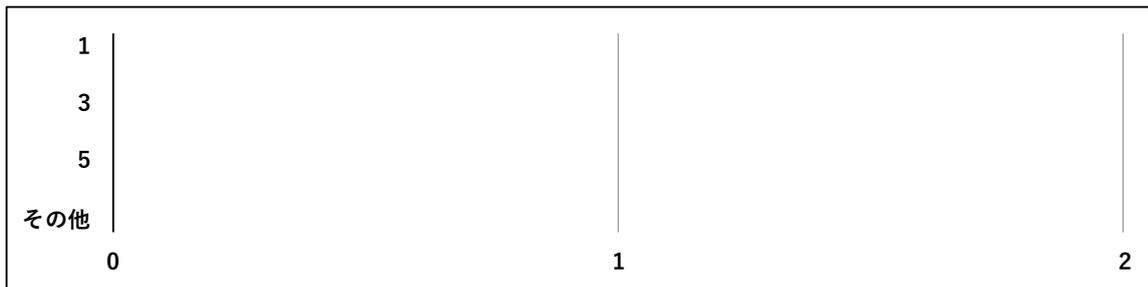


通所 N = 5

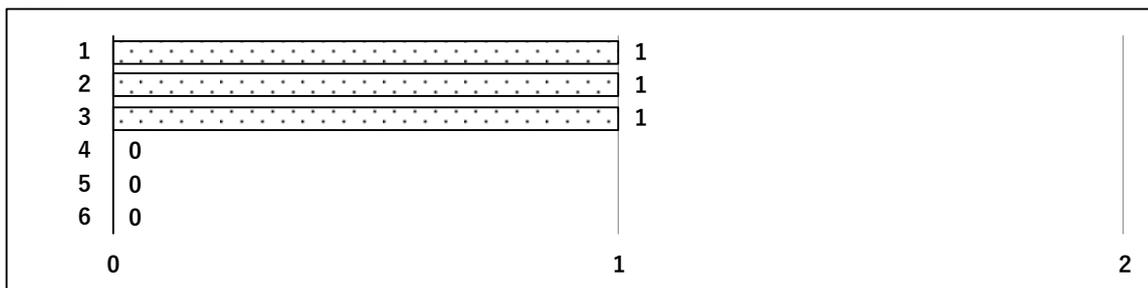


(前問で「あった」と答えた場合) 何回くらい電話やお手紙がきましたか。

里親 N = 0

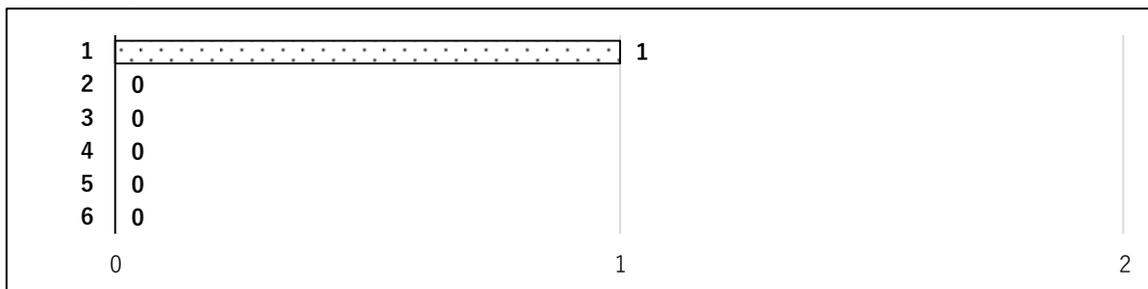


施設 N = 4

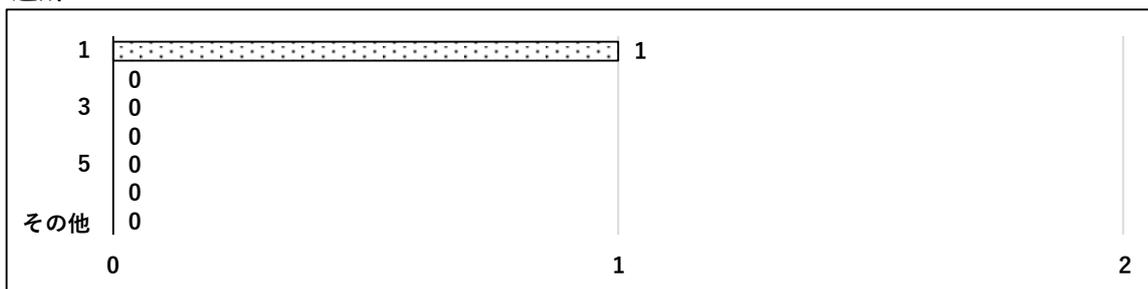


その他コメント : 10

答えたくない N = 1

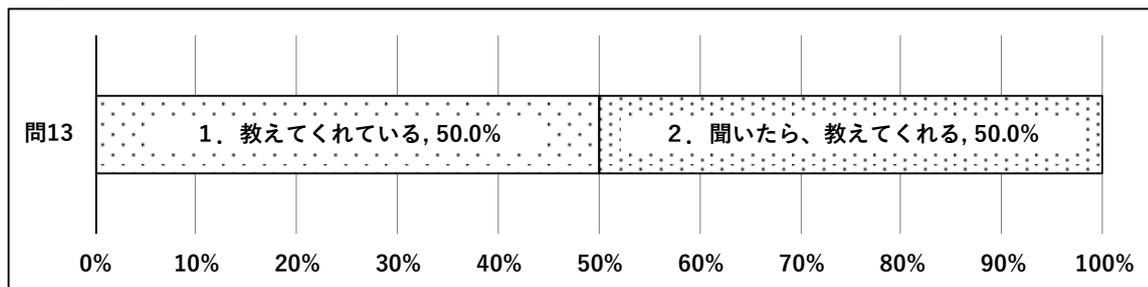


通所 N = 1

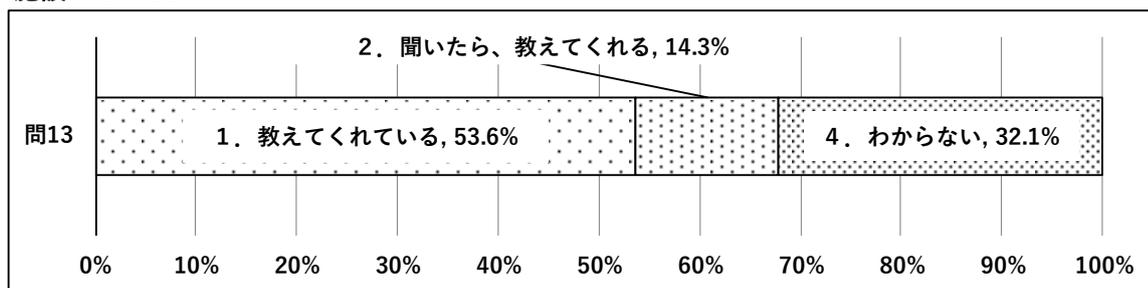


問13 児童相談所の人は、あなたの家族のことを教えてくれていますか。（里親・施設こどものみ）

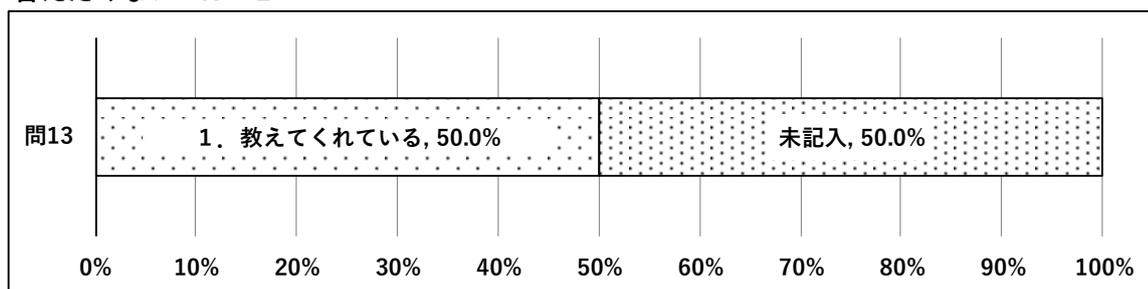
里親 N = 2



施設 N = 56

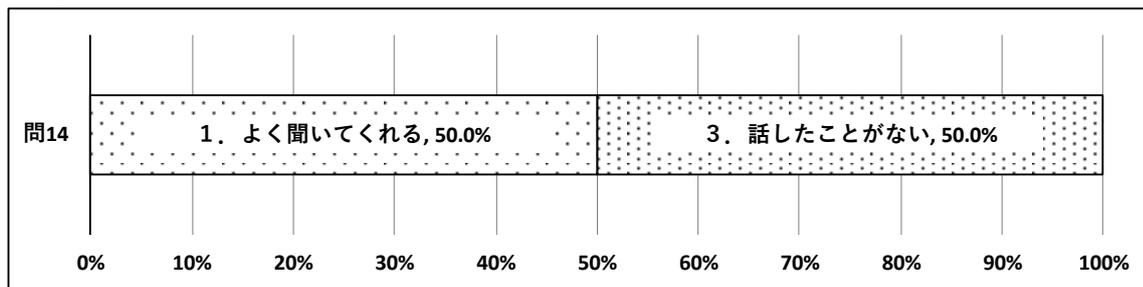


答えたくない N = 2

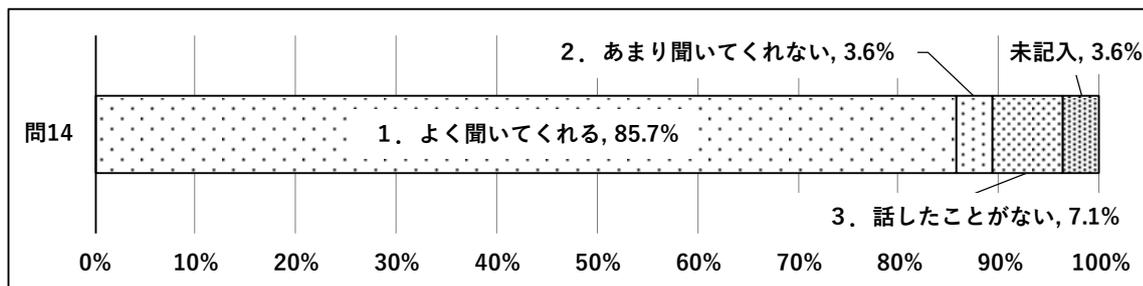


問14 児童相談所の人は、あなたの話をよく聞いてくれますか。

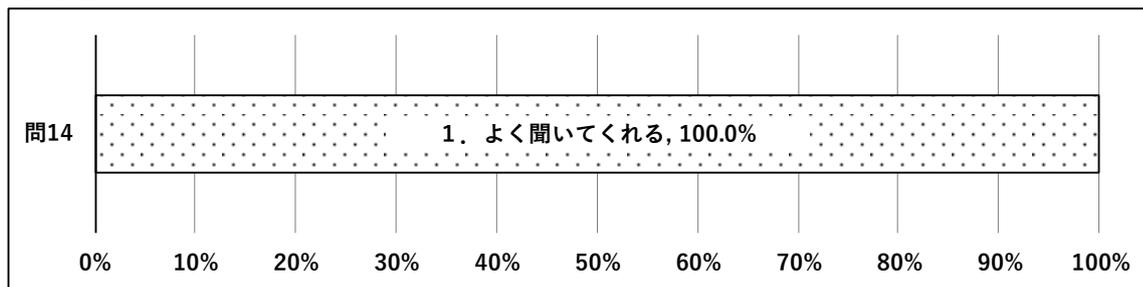
里親 N = 2



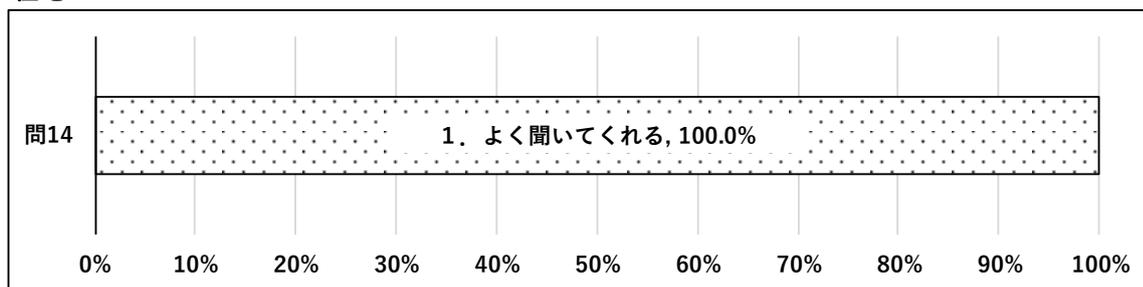
施設 N = 56



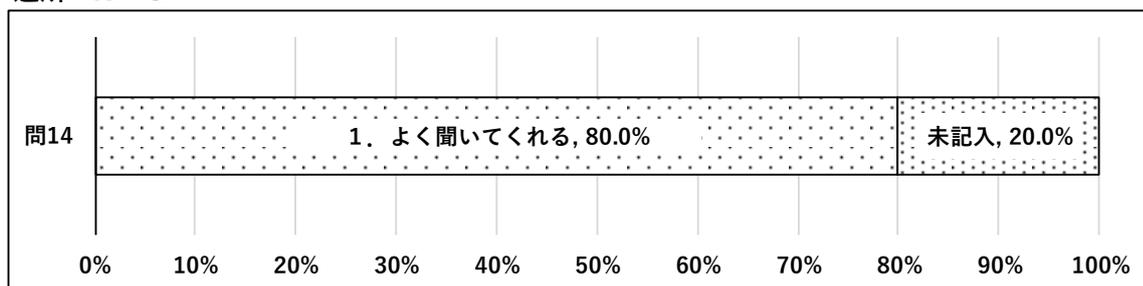
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

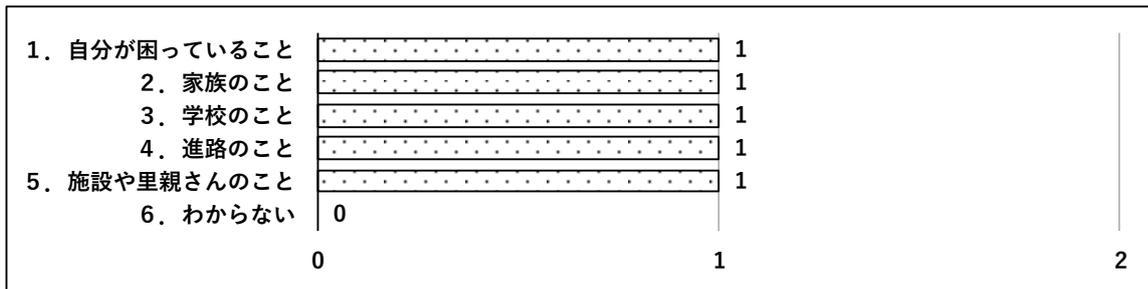


通所 N = 5

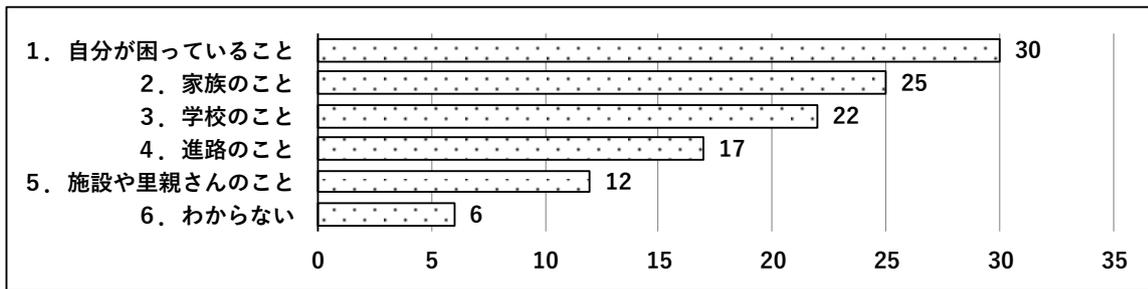


問15 (前問で「よく聞いてくれる」と答えた場合) どんな相談ができますか (複数回答可)

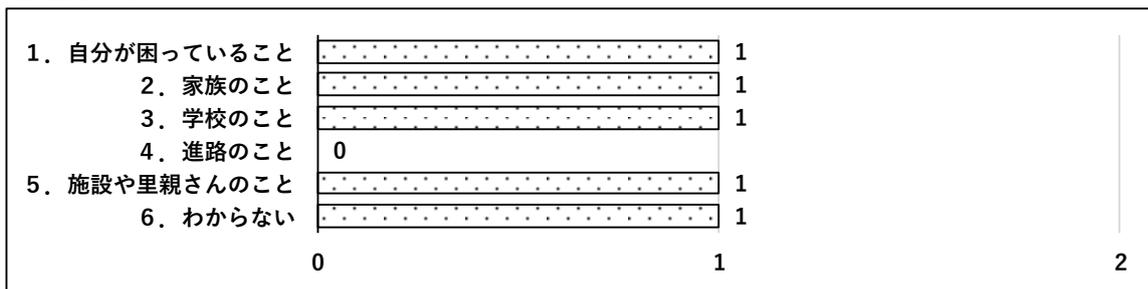
里親 N = 1



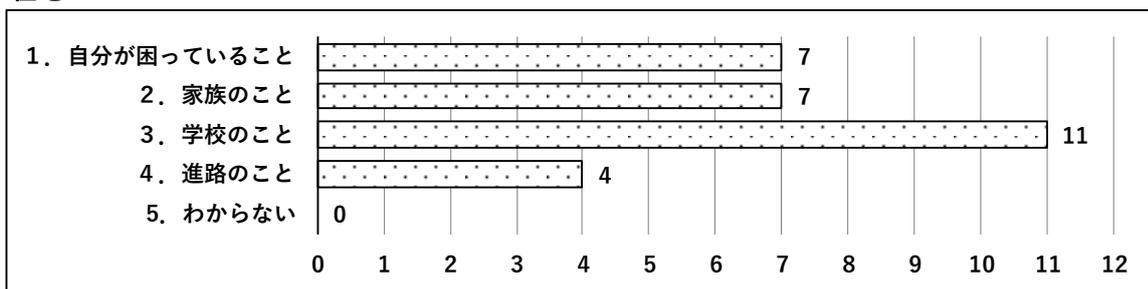
施設 N = 48



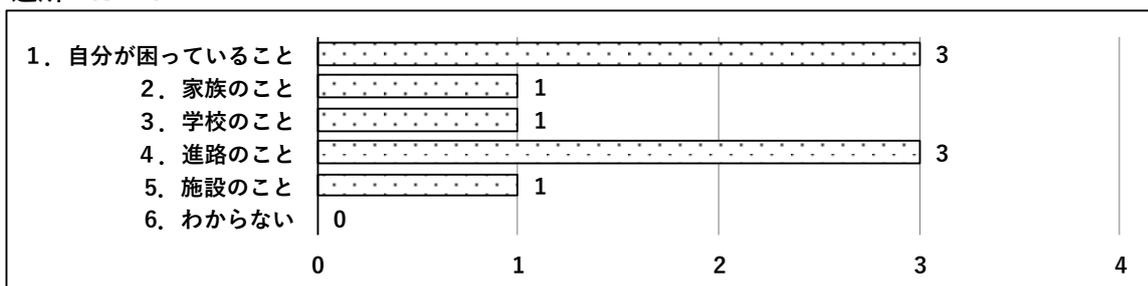
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

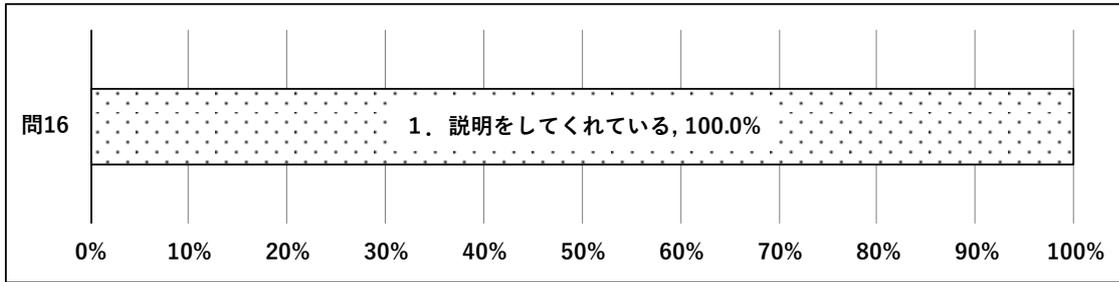


通所 N = 4

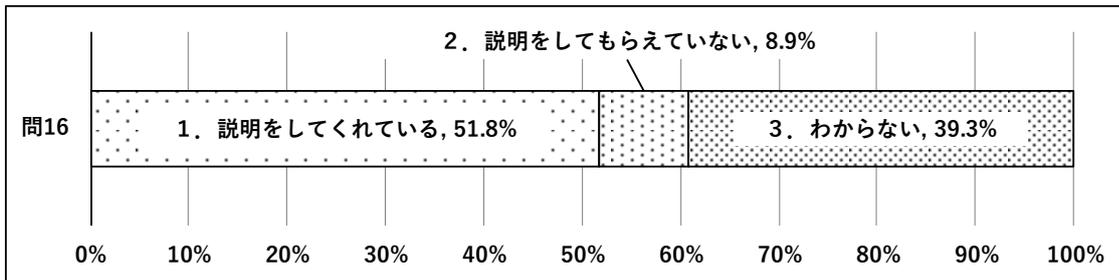


問16 あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人は説明をしてくれていますか。

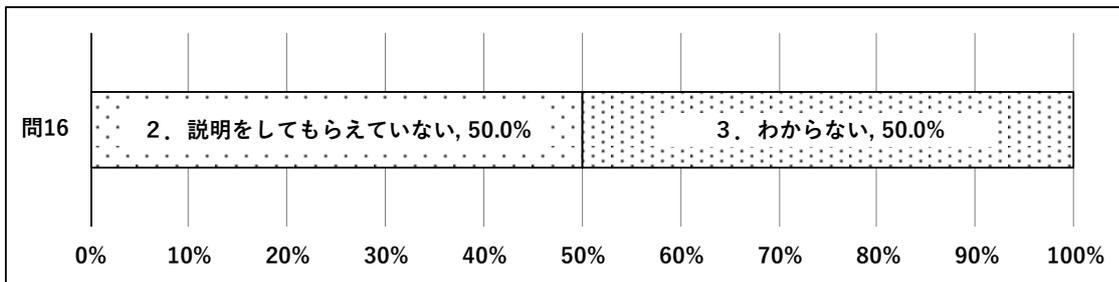
里親 N = 2



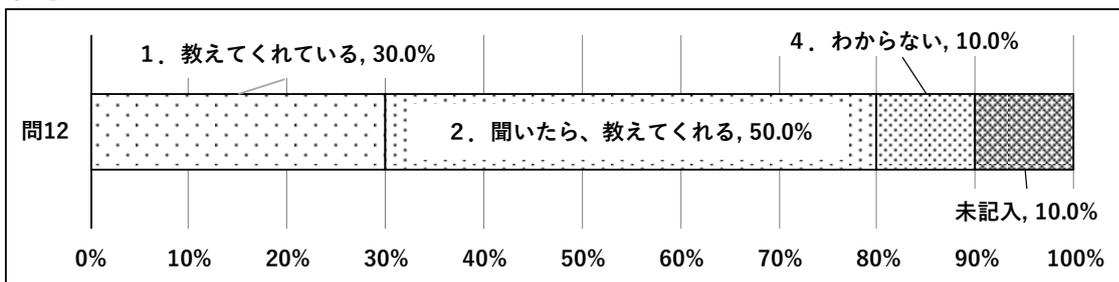
施設 N = 56



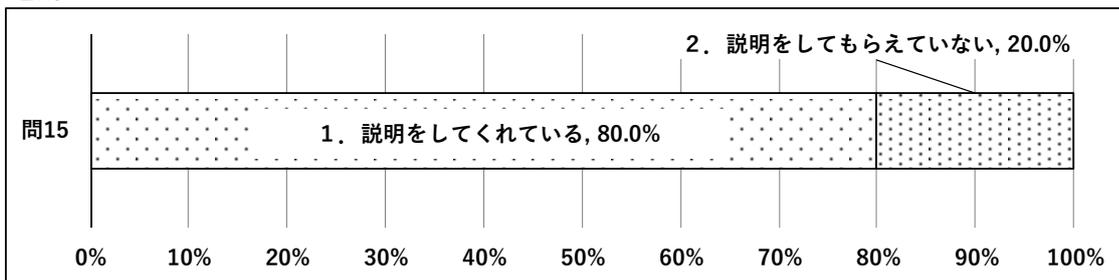
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

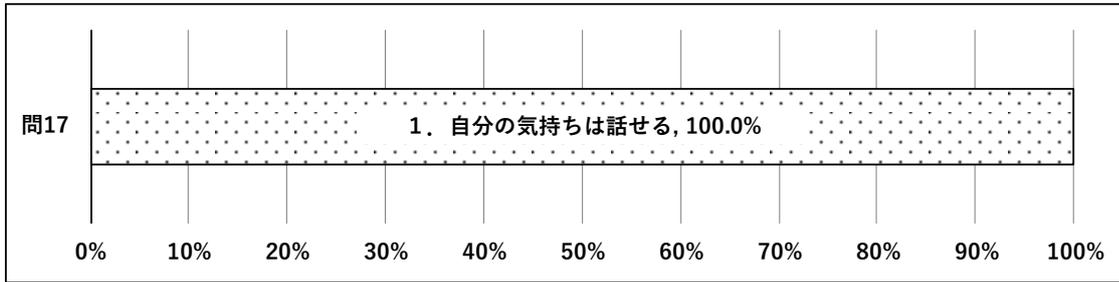


通所 N = 5

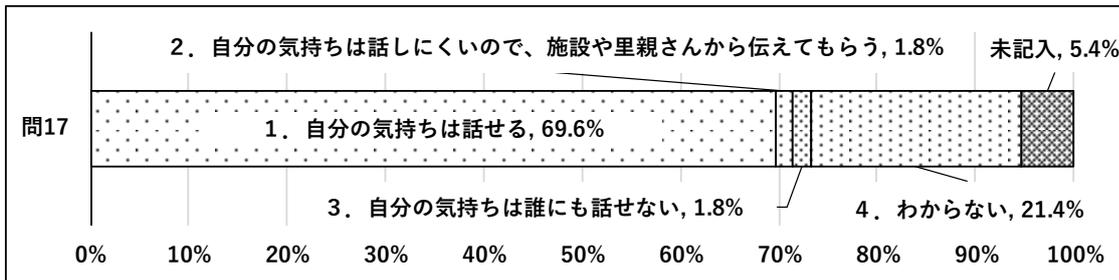


問17 あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人に自分の気持ちを話せますか。

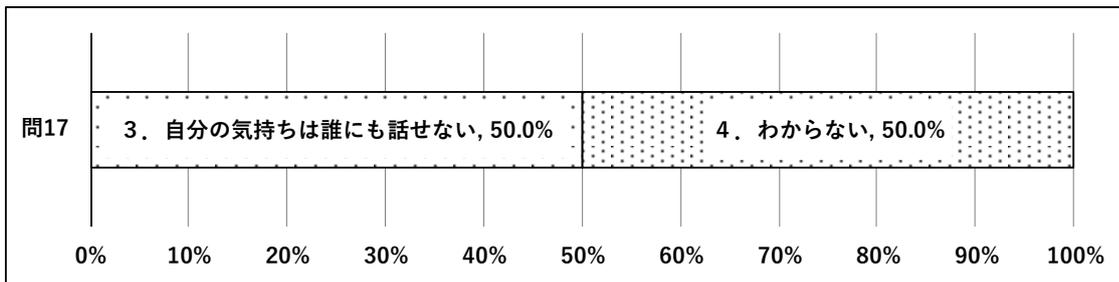
里親 N = 2



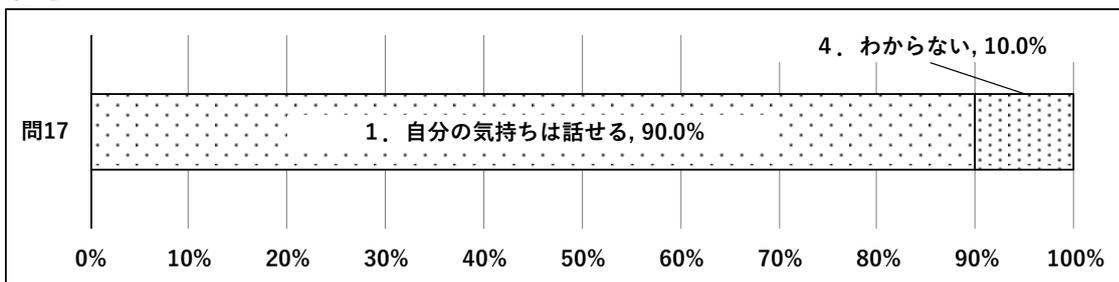
施設 N = 56



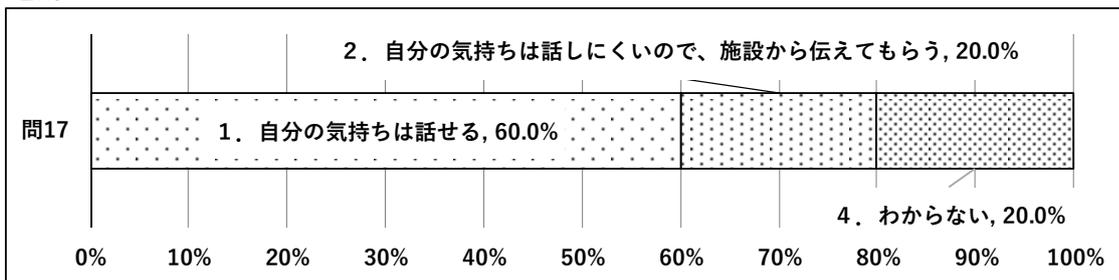
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

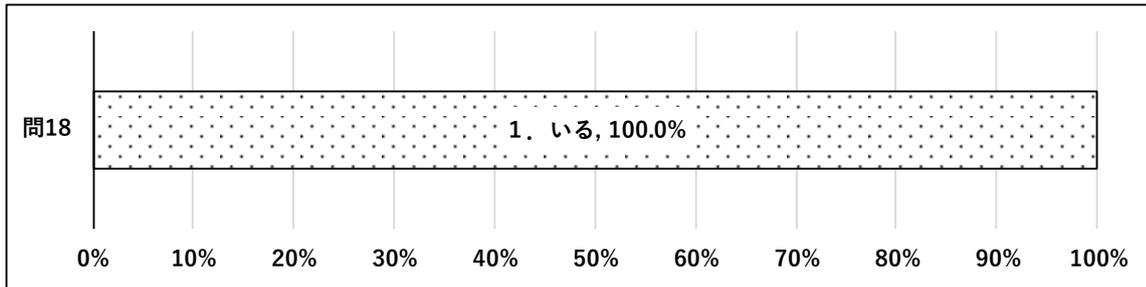


通所 N = 5

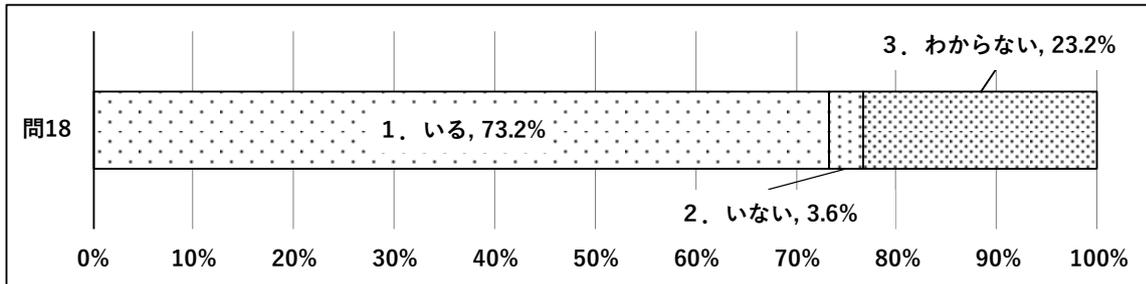


問18 児童相談所の人や施設の職員、里親さん以外で、あなたの意見や考えを聞いてくれる大人はいますか。

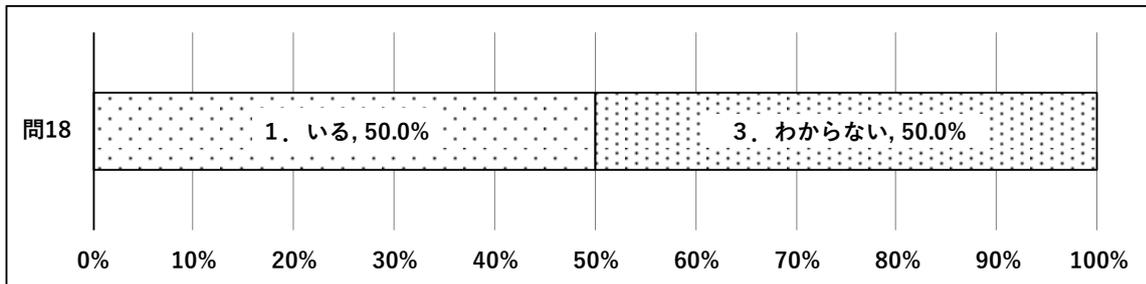
里親 N = 2



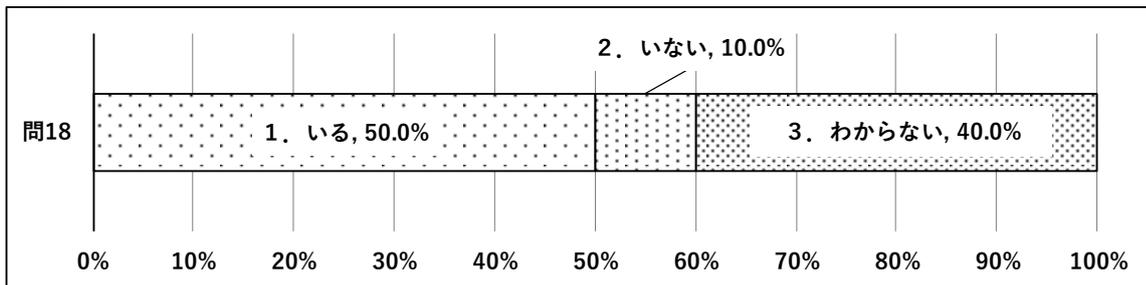
施設 N = 56



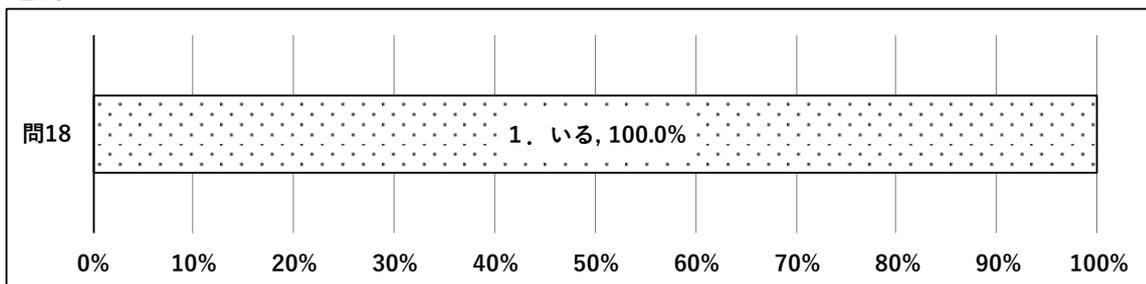
答えたくない N = 2



在宅 N = 10

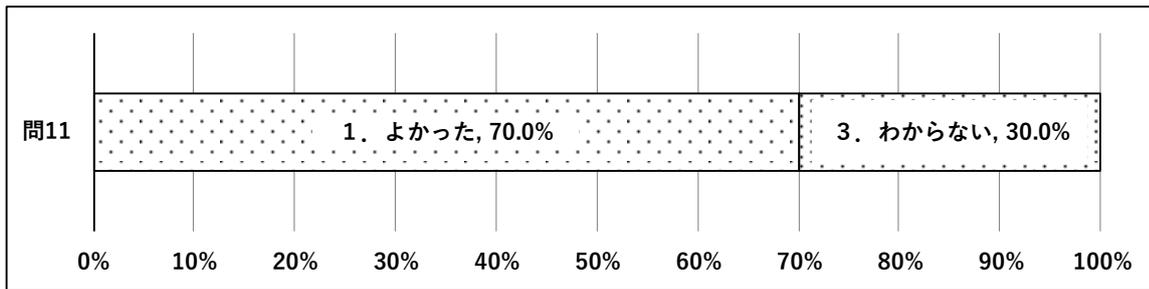


通所 N = 5



問11 児童相談所の人に相談してよかったと思いますか。（在宅こどものみ）

在宅 N = 10



ご意見・ご感想

（里親委託中のこども）マニュアルどりの話しかせし相談する施設であるにもかかわらず親身になって話を聞かない。今の職員さんより数年前の職員さんの方がいちばん話せた。今の人はほぼダメ

関係機関アンケート

(2025年8月実施)

対象：児童相談所(自己評価)・管轄市町村・施設・里親

鳥取県中央児童相談所 2025年度実施 市区町村・施設・里親アンケート集計結果

■回答者情報

市区町村	N=5
①種別	
1:市	1
2:町	4
3:区	0
4:村	0
5:その他	0
未記入	0
合計	5

里親	N=5
①種別	
11:養育	3
12:養子縁組	0
13:専門	1
14:親族	0
15:ファミリーホーム	1
未記入	0
合計	5

施設	N=10
①種別	
21:乳児院	1
22:児童養護施設	4
23:児童自立支援施設	0
24:児童心理治療施設	1
25:自立援助ホーム	3
26:障がい児入所施設	1
未記入	0
合計	10

②児相との連絡頻度 (おおむね)	
1:ほぼ毎日	1
2:週に数回	1
3:月に数回	3
4:年に数回	0
5:その他	0
未記入	0
合計	5

②所在地	
1:児相管内	4
2:児相設置自治体内	1
3:児相設置自治体外	0
未記入	0
合計	5

②所在地	
1:児相管内	7
2:児相設置自治体内	2
3:児相設置自治体外	1
未記入	0
合計	10

④児相との連絡頻度 (おおむね)	
1:ほぼ毎日	1
2:週に数回	0
3:月に数回	3
4:年に数回	1
5:その他	0
未記入	0
合計	5

④児相との連絡頻度 (おおむね)	
1:ほぼ毎日	2
2:週に数回	4
3:月に数回	4
4:年に数回	0
5:その他	0
未記入	0
合計	10

評価項目No.	1	子どもへの向き合い方は適切である					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと向き合う・面接する姿はあまり見たことがないが、本来、児相が行うべき面談・説明等を町や学校にさせようとするところがあり、児相としての役割を果たしていないことがある。 ・担当者によってかなりのバラつきがあるように感じる。 ・子どもに向き合っている場面を見る機会がない 							
里親	N=5	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて面接をして頂いている ・職員さんには都度、面会をしていただき、その中でも入居者の話をていねいに聞いてもらっています。 ・児童相談所職員として、児童に立場、役割を明確に伝えて関わり、各児童に合わせて、親しみやすい言動もとられることもあり臨機応変に関わっている 							

評価項目No.	2	子どもの権利についての説明を適切に行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護に関する意識を持ち合わせているか疑問がある。 ・問2の場面を見る機会がないため判断できない 							
里親	N=5	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%
施設	N=10	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・権利面接については、各担当者から、入居者に対して行われています。本人の特性に合わせて、対応をしていただいております。ただ、その内容を入居者が十分理解しているかどうかは不明な点があり、施設と連携をしながら、普段の生活でも確認ができる仕組みが必要と感じています。 ・権利面接を行なって頂けるようになった ・権利擁護面談では、その子に分かるように説明をしているように感じるが、児相職員以外の相談先などを変わず伝えているのかは不明。（毎回、全員にそこまで伝える必要があるのか？） 							

評価項目No.	3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・児相から記録に関するものは、実務者会議に際に一人につき2行ほどの記録しか提供されないの で、記録をしているかどうか分からない。 ・援助方針や記録がどのようになっているかわからないが、市町村に対する説明が不十分のため、よ り丁寧な説明が必要な子どもへの対応が適切にされているとは思えない。 ・援助方針や記録がどのようになっているか不明。会議資料に子どもの意向や意見が記載されてい るものを見たことがない 							
里親	N=5	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	80.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・改正児童福祉法に定められたこともあり、以前からもされていたが、今まで以上に丁寧に意見聴取 をされている ・入居に際しては、当ホームの特質を理解してもらいつつ、その説明を入居希望者にしてもらって、 入居に至っていると感じています。解除については、適宜、必要な退居予定者には面談をしていただ き、出た後のことについても話を聞いてもらっていると感じています。ただ、退居時については、直 前での面談が多く、退居が検討されている時点でもう少し前もって対応いただけるとありがたく思 います。 							

評価項目No.	4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや市町村の意見がどれくらい反映されているかが不明。児童相談所の中でのみ協議され、結果を伝えられることが多いように感じている。 ・言葉で伝えることへの苦手意識のある児童の発言を児童の捉え違いであると判断して、ケース介入へ時間を要しているケースがある。 ・組織として協議されているのはわかるが、こどもの意見や意向を尊重している対応なのか判断できない。市町村への説明が物足りなく感じた時がある ・上記同様。 							
里親	N=5	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%
施設	N=10	0.0%	80.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の意向をしっかり確認をしていただき、それに沿った対応をしていただいていると感じています。当ホームの意見と本人の意見が食い違う場合であっても、双方の調整に入っていただきありがとうございますと感じています。ただ、18歳を超えてしまうと、本人の意思決定が支援者側から見ると、無謀に思われる場合でも、本人の意思に沿った対応がなされる場合があり、そういった状況でのすり合わせについてはお願いをしたいところです。 ・行っている。必要に応じて施設も一緒に協働して動いている 							

評価項目No.	5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制は最低限確保されていると思う ・組織・体制は最低限確保されているのかわからないが、児相の児童相談や心理判定の機能が十分発揮されているとは思えない。 							
里親	N=5	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・施設との連携や子どもへの面接頻度などを考えると、人員体制は十分とはいえない。担当変更時の引きつぎも十分ではない場合もある。 							
施設	N=10	0.0%	30.0%	60.0%	10.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・2人で対応して頂いている ・人力的には明らかに不足をしている印象があります。ケースワーカーとの日程調整が困難な時があり、落ち着いている入居者や18歳を超えた入居者の面談回数が明らかに少ないと感じることもある。ある入居者については、面談の調整はあったものの、1、2度しか面談がなく、担当ケースワーカーが変わるといったこともあった。 ・最近を感じないが、施設の特性上、高年齢児への面接頻度は希薄に思うことがあった。 ・児童福祉司一人に係るケース量が多い。児童福祉司の人材補充が必要 							

評価項目No.	6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が児相に相談しても、「それは市町村がやるべき」と回答されたり、児相内での情報共有が全くなされておらず、同じことを何度も繰り返し尋ねられることがある。市町村の求めに対する明確な回答が来ないものもあり、誠実さが見られない。 ・組織的に判断対応されていると思うが、市町村側の求めに対しスピード感がないように感じる。また、職員間の情報共有が以前に比べてできていないと感じる。 ・組織的な判断をされていると思うが、それが子どもや市町村と同じ方向ではない場合も多く、戸惑うことがある。 							
里親	N=5	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	70.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・判断の難しい案件については、持ち帰っていただき、児童相談所の全体の意見として、整理をしてもらい、それに沿って対応をしていただいていると感じています。 ・組織的に対応して頂いていると感じている ・組織として判断されている一方でスピード感に欠ける。即時対応が求められる場面で判断してもらいたいこともある 							

評価項目No.	7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる					
児相評価	B						

評価項目No.	8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか					
児相評価	A						

評価項目No.	9	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> 必要な研修は受けておられると思うが、職員個々のコミュニケーション能力や調整力に差があると感じる。 研修を受講しているかはわからないが、市町村の役割、市町村事業、要対協の組織を十分に理解していない。 							
里親	N=5	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%
施設	N=10	0.0%	40.0%	30.0%	0.0%	30.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> 職員が若く、知識量にばらつきがあると感じています。当ホームについては、昨今、法制度の改定が多くなされており、状況も以前とは大きく様変わりしています。一方で、昔から大事にしていた理念の部分は変わらず、支援を行っているのですが、その両方を十分に理解していただいているように感じています。 経験値の少ない福祉司が増えているが、SVがついていることで補完されている 							

評価項目No.	10	情報の取り扱いが適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ある事例で、児相の関係者からケースの関係者に情報が漏れていた事例があった。 そこまで連携できていない。 							
里親	N=5	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
施設	N=10	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> そう思う 支援者の重要な事に関しては情報の取り扱いが適切に行われていると感じています。一方で面談の内容をすべて聞く必要はないと感じていますが、それでも概要の部分だけでも情報共有をしたいと感じる場面もあります。例えば、特性のある入居者が一時的な感情で話したことが、こちらの支援と食い違っていることがあり、そのすり合わせができないままになっていることがあります。そういった場면을少なくしていきたいと思っています。 							

評価項目No.	11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか
児相評価	A	

評価項目No.	12	相談・通告の受付体制が確保されているか
児相評価	A	
		S A B C わからない 未記入
市区町村	N=5	0.0% 0.0% 60.0% 20.0% 20.0% 0.0%
<p>・ 児相の通告受付の体制ができているかわからないが、市町村から連絡した際、通告とみなされたのか、相談受理なのか不明確な時があった。</p> <p>・ 市町村の通告もまともに受けとられない状況で、他の機関からの通告をまともに受けているとは思えない。</p>		

評価項目No.	13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか
児相評価	A	
		S A B C わからない 未記入
市区町村	N=5	0.0% 20.0% 20.0% 40.0% 20.0% 0.0%
<p>・ 市町村側に情報を求められることが多いように感じる</p> <p>・ 保護者が面倒なケースに対しては、対応が遅い。気後れする気持ちは分からないでもない。</p>		

評価項目No.	14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか
児相評価	A	
		S A B C わからない 未記入
市区町村	N=5	0.0% 20.0% 20.0% 40.0% 20.0% 0.0%

評価項目No.	15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医ケア児で、医療サイドの主治医の見解を重視しすぎたがゆえ、児童福祉の専門機関である児相の権限が発動されなかったケースがあった。また、児相から距離が離れている市町村だと、児相がしないといけない訪問ケースも市町村に行かせる。基本的に、市町村からの一時保護の求めには応じない。一時保護の説明では、子どもや保護者の同意がないとできないという説明を市町村にしてくる。 ・ 必要最低限度のことは行うが、進んで取り組んではいないように感じている。 							

評価項目No.	16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの同意がないとできないと言われ、市町村や周りの支援者と意見が異なったことがあり、もやもやして終わったことがある ・ 子どもが保護を求めているも、保護者の同意が必要と言われ、保護者が面倒なケースだと連絡を取ろうとしないこともあった。（改善しつつある） ・ 一時保護は基本的にしない傾向が強い。 							
里親	N=5	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ その都度、丁寧に確認をいただいている ・ 一時保護については適切に行われていると感じています。 							
施設	N=10	10.0%	70.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%

評価項目No.	17	アセスメントに必要な調査が行えている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や関係機関からの情報だけで判断されているように感じる。直接ケースに接してほしいが、市町村とケースの関係性を崩さずに場面設定するのが困難。 ・児相自らが動いて必要な情報を得ようとする姿勢が欠けている。関係機関からの情報だけで判断し、自らが当事者に対して調査する姿勢がない。 ・そういった視点で話が来ていない。 							

評価項目No.	18	アセスメントが適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシートの共有はされていない ・児相所有のアセスメントシートを共有した記憶がない ・多角的、重層的な診断やアセスメントができていないかは疑問である。児相が持っている情報を共有されている感じがしない。 ・アセスメントシートの共有はできていない。児相も、現場をこなし記録をするとなると業務量も増えるので、理想を求めるのも難しい面もある。 							
里親	N=5	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・入所期間が長くなると、施設まかせになってしまうケースもある。 							
施設	N=10	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・入居に際してのアセスメントについては適切に行われ、方針についても、いただいた情報を共有しながら対応をしていただいていると感じています。ただ、入居者の特性の部分については生活面での配慮が具体的に指し示されず、入居後に後追いで、ホーム職員が対応をすることがあります。また、地域には、危機的な状態ではないにしろ、生活に困っているネグレクト状態のケースが少なからず存在しており、児童相談以外の関係機関からの入居相談もあります。地域における支援が必要なケースの見定めが、他の関係機関とずれている点が気になっています。 ・自立援助ホーム入居の際に情報が不足していると感じるケースがある 							

評価項目No.	19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントに必要な調査が十分にされているとは思えない。結果アセスメントができておらず、子どもがづらい目にあるケースが続出している。 ・児相の動きがわからない 							

評価項目No.	20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%

評価項目No.	21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・組織的に判断されていると思うが、市町村の意向をふまえてくださっているのか疑問に感じたことがある。 ・組織的な判断は行われているが、適切かどうかは疑問が残る。関係者・機関の意見を聞いている姿勢が見られない。 ・そういったことをしているか分からない。 							

評価項目No.	22	援助指針(援助方針)の内容は適切					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援会議で明確な援助方針の説明がない ・ 関係機関に対し、児相の援助方針等の説明がきちんとされていない。市町村としても同じ方向で支援していきたいができないケースもある。 ・ 援助方針を共有されていないので分からない。 							
里親	N=5	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大まかな方針については、情報共有をし、適切に運用されていると感じています。ただ、アセスメントの部分にも書きましたが、本人の特性について、生活面での配慮事項までが指し示されない時もあり、その辺りで現場が混乱するときもあります。 ・ 具体的さや、個々の状況に合致した内容である必要がある。抽象的になりがち。 ・ 方針というより意見のようなものになっている。援助指針を基に施設としては自立支援目標を立てるのだが、ケースの方向性を示してもらいたいこともある 							

評価項目No.	23	市区町村（中核市および特別区を含む）がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の意見が反映されているとは感じにくく、児相の意向に従うことがある。 ・ 申し訳ないが、あまりされていないように思う。 							

評価項目No.	24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅指導中のケースに対して市町村が主にかかわっており、支援方法について必要時に確認している程度 ・人事異動により、在宅指導ケースが4カ月放置され、保護者の方が関わりを拒否されたケースがある。町は身近すぎるので、児相に頼みたかったが、難しい。 							

評価項目No.	25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・児相の措置ケースについては定期的に進行管理できている ・何度も一時保護の要請をしても全く聞き入れられず、虐待が繰り返されている状況がある。 ・児相がどういう動きをしているか分からない。抱えているケースも多く、児相に頼りたくても頼れない、スピード感が違うと感ずることがある。 							
里親	N=5	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・問題が起こっているときには、頻回にやりとりがなされますが、そうでない入居者に対してはこちらが情報を伝えないと情報共有がなされないときもあります。 ・ケースによりその差がある。動かないケースもある 							
施設	N=10	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価項目No.	26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・児相措置ケースについては定期的に情報共有できている ・一時保護の状況は、こちらが尋ねれば教えてくれる。親子再統合の視点は聞いたことがない。 ・必要なものをその家庭から取って来て等という指示はあるが、情報は聞かない限り教えてもらえない。 							
里親	N=5	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・必要なケースに応じてされている ・双方が関わっている入居打診があったが、市町村と児童相談所で意見が食い違っており、こちらの立ち回り方がわからなくなることもあった。 							

評価項目No.	27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%

評価項目No.	28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか					
児相評価	S						

評価項目No.	29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか					
児相評価	S						

評価項目No.	30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児相措置ケースの援助方針の決定について調整できている ・ 施設入所したケースの情報共有は、ほとんどない。入所児童の情報共有の会議に出席したいと伝えたいが断られたことがある。 							
里親	N=5	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所前のケース説明、アセスメントは丁寧に行われ、施設側に意向に寄りそって措置判断をしてもらっている ・ 概ね適切と考えています。調整については、一時保護所などの兼ね合いでこちらが無理な調整を余儀なくされることもあります。問題はないと感じています。措置の決定については、本来、児童心理治療施設が適ではないかと思われるケースもあり、少し疑問を感じる部分もあります。 							
施設	N=10	20.0%	70.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価項目No.	31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っている					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%
里親	N=5	0.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足する情報について調査をお願いする場合もある。 							
施設	N=10	30.0%	40.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁寧にやりとりさせていただいている ・ 丁寧にできる限りの時間をとって行われている 							

評価項目No.	32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=10	20.0%	60.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<p>・説明、面会、見学、交流、必要あれば体験など、必要に応じて対応している</p> <p>・入居に関しては、児童相談所と協議をしたうえで、複数回面談をいれたり、体験を数日入れてもらったりして、そこから意思決定をしてもらうようにしています。体験も入居希望をする方に合わせて、複数回行うこともあります。</p>							

評価項目No.	33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っている（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	70.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<p>・支援上、困難が発生した場合、児童相談所と連携をしながら支援を行っています。状況によっては、レスパイト的に一時保護をしてもらいながら、協働して支援を行っています。また関係機関との連携が必要な場合においても、仲立ちをしていただき、支援体制の構築ができていると思います。ただ、大きなことはないにしろ、問題がくすぶり続けている入居者の支援に対しては、助言をいただくことも少なく、こちらの方針確認することを怠ってしまいがちになるので、どのケースにも置いても密な連携を実施したいと思います。</p> <p>・基本は話し合っているが、ケースによっては施設の方が情報を持っている場合があり、施設のみで動くこともある</p>							

評価項目No.	34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・情報が古いものだったり、見直しが不十分だったりするケースもある。 							
施設	N=10	0.0%	30.0%	50.0%	0.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・問題のある入居者については、援助方針の見直しを都度、行っています。ただ、そこまで大きな問題を抱えていない入居者については、生活状況に変更があっても、施設に任せっきりで、見直しが行われないまま支援が実施されているように感じます。 ・毎年援助指針が出ているが、見直しの時期など修正は必要に感じる ・トラブルや問題行動がない場合、特に見直しをしている印象はない。施設側と信頼してくれているのか、任せたまなのか判断が難しい。 							

評価項目No.	35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っている					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=10	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回児童相談所とのケース連絡会が行われており、支援方針の見直しを行っています。 ・年に1回の確認の機会はあるが、報告会で終わってしまっているケースもある 							

評価項目No.	36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%
施設	N=10	30.0%	60.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・適切に行われていると感じます。 ・個々のケースと担当福祉司の技量によって差が出ることもあるが、施設と児相とで役割分担をしながら行っている 							

評価項目No.	37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応している					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%
施設	N=10	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・声をかけたカンファレンスなど参加はして下さる。助言というよりも一緒に考えるようなイメージで行っている ・入居者によっては、行っていただいておりますが、18歳を超えた入居者については、一時保護もできないので、ホームが中心となって対応せざるを得ない。児童相談所に状況を説明するが、外部機関（司法機関や医療機関）との連携が主になっており、児童相談所自体が困難解決の機関となりにくい場合もあります。 							

評価項目No.	38	一時帰宅における対応が適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%
施設	N=10	20.0%	50.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・始めて帰宅する場合などは施設と児相と一緒に確認判断をしている。状況把握についても協働して行っている ・実際にそういった入居者がいないので、わかりません。 							

評価項目No.	39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	70.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思で出ることが多く、本人の意思を尊重した形で、判断をしていただいていると感じています。ただ、18歳を超えると、いかに本人の選択が無謀であっても、認めざるを得ない状況があり、そういった場面で現実的かどうか直視化する場面設定を作っていただきたいこともある。 ・児童に対しての措置解除についての説明などは身近な職員がすることの方が多い。これも、児相と施設とが一緒に動いている。 							

評価項目No.	40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%
里親	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	50.0%	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・協議する場を設けてもらっている ・措置解除の前のケース会議は児相が主になり丁寧におこなっていただいた。 ・協議はなく、児相が措置解除後に市町村に押し付ける感が強い。 							
<ul style="list-style-type: none"> ・退所前にはアフターフォローのやり方と役割分担など丁寧に行っている ・措置解除後はホームがメインで支援を行って行く事になるので、方針について伝えはするものの、十分な協議を行うことはあまりないように感じます。 							

評価項目No.	41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児相措置ケースについて入所施設での状況の把握が不十分に感じたことがある ・ 解除後、残念ながら少しすると心配なケースであっても、市町村ケースとして下りてくる。 							
里親	N=5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関わり継続する場合もあるが、ケースによる。 							
施設	N=10	10.0%	30.0%	20.0%	10.0%	30.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後に担当が変わることがあると、アフター支援が滞ることもあるように感じる ・ 特に問題が起こって、再入居になるということになれば、児童相談所が退居後の関りを持つことはないように感じています。 ・ 担当者によっては解除後も気にかけてくださる職員もおられるが、そうでない担当もいるように感じている。 							

評価項目No.	42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%
施設	N=10	20.0%	40.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳を超えたケースをどのように児童相談所が支援をされているのか、わからないので、必要な支援が行われているかわからない。 							

評価項目No.	43	18歳以上について、支援を行なっているか					
児相評価	A						

評価項目No.	44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいる					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
施設	N=10	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・児相の担当職員と里親支援センター、施設と随時連携しながらできている ・人員が充足しているのか、特定の職員への負担が大きくなっているか、心配になる。 							

評価項目No.	45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧におこなっている 							

評価項目No.	46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						

評価項目No.	47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・児相からというより入所施設から説明する場面が多く、市町村側も同席して保護者への説明が適切になるよう協力している ・おそらく、そこが苦手なのだと思う。話の通じない保護者も多いので、しんどさはあると思う。 							
里親	N=5	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%
施設	N=10	10.0%	40.0%	20.0%	0.0%	30.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・施設と共に行っている 							

評価項目No.	48	保護者の理解・同意を得られるよう努めている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%
<p>・信頼関係が必要だと言い、その場限りの説明がされることがあり、保護者に毅然とした十分な説明をしていないことがある。児童福祉法第28条のケースには非常に消極的。</p>							
里親	N=5	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%
<p>・時間がかかっても丁寧に根気よく保護者との関係構築をされている</p>							

評価項目No.	49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか					
児相評価	A						

評価項目No.	50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%
<p>・再構築に向けた支援計画を見たことがない ・聞いたことがない。</p>							
里親	N=5	0.0%	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%
<p>・入所期間が長くなると、生い立ちの整理などについては施設が任う所が大きくなってしまう。</p>							
施設	N=10	10.0%	40.0%	20.0%	0.0%	30.0%	0.0%

評価項目No.	51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・明確になっていない。なっているかもしれないが、市町村は把握していない。 ・連携しているという言葉はよく聞かすが、市町村以外の関係機関と連携している場面が思い出せない 							

評価項目No.	52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・協議というよりは、児童相談所の決定に従ってくださいとなっている。今年度人事異動になりとても連携しやすくなったが、マンパワーで変わる。致しかたないのか。 ・必要時には市町村側から積極的に児相に声かけ・情報提供・相談している ・人口規模の大きな市町村とは行っているようだが、人口規模の小さな市町村には声掛けすらない。 							

評価項目No.	53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な対応方法について相談しているが、それは町で対応してと言われてしまうことがある。 ・日程調整や相談をした際返事が遅いことがあるので、市町村側からあらかじめ「いつごろまでに返事が欲しい」とお願いしている。市町村側から再度確認している。 ・昨年までは、申し訳ないが、断る理由を探しながら相談を聞いてもらっている感覚があった。 							

評価項目No.	54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村側から積極的に相談するようにしている。指導や対応方法への助言については具体的に聞き取り、市町村側発信で催促している。 ・助言を求めれば、対応してくれるが、多角的・重層的なものでないこともある。 ・研修会等はないように思う。 							

評価項目No.	55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・実務者会議に出席してもらっているが、受け身で積極性はない。責められるという印象があるのかもしれない。こちらの反省点でもある。 							

評価項目No.	56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=5	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・研修案内していただくのはありがたいが、小規模市町村では職員数が少なく、要対協専任できないなどの事情もあり、なかなか参加できない ・それぞれの市町村の規模や強み・弱み等も踏まえ、市町村の相談対応をしていただけるとありがたい。児童福祉法・虐待防止法を理解しているとは思えない対応が見られる。 							

評価項目No.	57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか					
児相評価	A						

<児童相談所に対してご意見等があればご記入ください。>

【市町村】

・児童相談所としての機能を十分に発揮していただきたい。児童相談所としても役割を理解しておらず、市町村に限らず、関係機関（保育所・学校等）が児童相談所に不信感を感じていることがある。児童相談所としての社会的役割を担っているという意識は全く感じられない。

・こども家庭センター設置により、一層の連携をお願いしたい。昨年度は、2か月くらいでメンタルで休職され、SV 一人に対応されており、当然のことながら回っていなかった。本年度、とても連携しやすく、話をきちんと聞いてくださっている。

【里親】

【施設】

・児童相談所さんと支援については協働をしていきたいと考えています。多くの場面ではそんなことはないのですが、施設側からだと敵対的な関係にどうしても捉えてしまう場面もでてくるかと思えます。そういった時はぜひ対話で物事を解決できればよいと感じています。

・日ごろから、意見は言わせてもらっているのでこの形での意見はありません